室町期における地域権力と宗教の関係: 大内氏領国を中心に

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2017-10-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 平瀬, 直樹, Hirase, Naoki
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00034719

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

室町期における地域権力と宗教の関係
－大内氏領国を中心に－

（課題番号：17520425）

平成17年度～平成19年度科学研究費補助金（基盤研究（C））
研　究　成　果　報　告　書

平成20年4月

者　平　瀬　直　樹
（学文学部　准教授）

金沢大学附属図書館
1300-04650-3

はしがき

平成１７年度から１９年度にかけて、科学研究費補助金基盤研究（C）の助成を受け、室町期の西日本に展開した大内氏領国における社会と宗教の関係を考察した。その際、渡来神で大内氏の守護神である妙見信仰の伝播と性格を解明することによって、大内領国においていわゆる鎌倉旧仏教（特に天台・真言宗）と新仏教（特に禅・時宗）が地域秩序のため有機的に機能し、ひいては室町幕府体制を支えていたことを明らかすることを目指した。

今回の研究は、黒田俊雄氏が中世前期に適合するモデルとして確立した「顕密体制論」に相当する枠組みを、中世後期の社会においても構築するための基礎的作業である。地域的展開が多彩となる中世後期に関して、いきなり列島全体を目指すのではなく、まず九州から中国地方、そして京都と密接に関係する大内氏権力のもとで、社会と宗教の関係の解明を目指した。

金沢大学附属図書館
1300-04650-3

著　者　寄贈

研究組織

研究代表者：平瀬直樹（金沢大学文学部　准教授）

交付決定額（配分額）

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合　　計
平成 17 年度	400,000 円		400,000 円
平成 18 年度	300,000 円		300,000 円
平成 19 年度	200,000 円	60,000 円	260,000 円
総　　計	900,000 円	60,000 円	960,000 円

研究発表

（1）雑誌論文

・平瀬直樹「中世北陸における顕密寺社と地域社会 - 安元事件と延暦寺 - 」『北陸宗教文化』20 号、北陸宗教文化学会、２００８年、p. 68～79。

（2）学会発表

・平瀬直樹「守護大名大内氏の妙見信仰」、読史会大会、２００５年 11 月３日、京都大学。

・平瀬直樹「中世北陸における顕密寺社と地域社会」、北陸宗教文化学会シンポジウム「中世北陸の宗教」、2007 年７月７日、金沢大学サテライトプラザ。

・平瀬直樹「守護大名大内氏の領国支配と宗教 - 妙見信仰を中心に - 」、日本史研究会中世史部会、日本史研究会事務所、2008 年３月４日。

（3）図書

・『下関市史　原始 - 中世』第 2 編中世（下関市市史編修委員会編修、下関市発行、2005 年）、p. 403～427、p. 430～509、p. 531～604、p. 607～697。

研究の経過と成果

（1）各年次の研究経過（調査先一覧）

年月日	調査場所	所在地	調査目的
平成17年度			
2005年			
6月23日	国文学研究資料館	東京都	大内氏が題材となった近世文学資料の調査
6月24日	東京大学史料編纂所	東京都	「雲門一曲」、「日本一鑑」など日明交流関係史料の調査
9月15日	山口県文書館	山口県山口市	大内氏祖先伝説関係史料の調査
9月16日	〃	〃	石見益田氏関係史料の調査
9月17日	山口県立萩美術館	山口県萩市	展覧会「東アジア中世海道」見学 講演会（小野正敏「あこがれの舶来品『唐物』と沈没船」）を聴講
10月8日	日本史研究会大会（会場：京都女子大学）	京都府京都市	中世史関係研究報告を聴講（中世仏教史関係及び流通史関係）
10月9日	〃	〃	〃
11月3日	読史会大会（京都大学）	京都府京都市	研究発表「守護大名大内氏の妙見信仰」
11月29日	東京文化財研究所	東京都	津田徹英研究員に研究上の指導を受ける
11月30日	東京大学史料編纂所	〃	須田牧子助手から研究上の指導を受ける
2006年			
1月15日	九州国立博物館	福岡県福岡市	日明交流関係資料の調査
1月16日	山口県文書館	山口県山口市	大内氏祖先伝説関係史料の調査
1月23日	関西大学文学部	大阪府吹田市	二階堂善弘教授から研究上の指導を受ける
平成18年度			
2006年			
6月28日	山口県文書館	山口県山口市	「多賀社文庫」に含まれる44「山口十境略記」、57「角常」、このほか大内氏を題材とした近世文学作品を調査。
2007年			
1月12日	東京大学史料編纂所	東京都	「鹿苑院西国下向記」ほかの調査
1月13日	千葉市立郷土博物館	千葉県千葉市	下総千葉氏関係の研究文献調査
2月20日	福岡県立図書館	福岡県福岡市	大内氏の北部九州支配に関する文献調査
2月21日	佐賀県立図書館 小城市立歴史民俗博物館	佐賀県佐賀市 佐賀県小城市	肥前千葉氏関係研究文献調査
2月22日	福岡市立博物館 広島県立歴史博物館	福岡県福岡市 広島県福山市	日明交流関係資料の調査
平成19年度			
2007年			
11月12日	瑞泉寺（井波） 善徳寺（城端） 瑞願寺（五箇山） 行徳寺（五箇山）	富山県南砺市 〃 〃 〃	越中国一向宗拠点の調査
11月13日	照蓮寺 江良氏館	岐阜県高山市 岐阜県飛騨市	飛騨国一向宗建築及び山間領主館の調査
11月25日	鳥越村一向一揆歴史館 二曲城 平泉寺	石川県白山市 福井県勝山市	加賀一向宗拠点の調査及び一向宗に滅ぼされた顕密寺院の調査
11月26日	豊原寺 吉崎御坊	福井県丸岡市 福井県あわら市	一向宗の拠点となり織田方に焼き討ちされた山岳寺院及び蓮如の拠点となった海辺の寺内町の調査
2008年			
2月1日	安城市歴史博物館・本證寺 妙厳寺・勝鬘寺	愛知県安城市 愛知県岡崎市	三河一向一揆の拠点の調査
3月4日	山科本願寺跡 日本史研究会中世史部会	京都府京都市	蓮如が建てた山科本願寺跡の調査 研究発表「守護大名大内氏の領国支配と宗教 - 妙見信仰を中心に - 」

（2）研究方法と成果の概要

＜１７年度＞

①山口県文書館における史料調査の結果、惣領家である大内介系統は、守護神である妙見神を独占することができず、祖先伝説の中で、支族である下松の鷲頭氏の存在を無視することができなかった。

②国文学研究資料館における史料調査の結果、近世の文芸に描かれた大内氏の「残像」の一端を明らかにすることができた。大内氏は公家をまねて堕落したとされ、江戸初期の「仮名草子」に見え、江戸後期には、浄瑠璃や歌舞伎にもよく取り上げられていたことがわかった。十返舎一九、曲亭馬琴などの小説家は、大内氏の祖先伝説を踏まえており、大内氏に関する詳しい知識を持っていることがわかった。

③津田徹英氏（東京文化財研究所）の教示に導かれ、千葉氏や大内氏のような一族内に内紛を抱える武家によって、一族統合のための守護神として、中国の道教的な新奇な図像が採用されたと考えるに至った。

④二階堂善弘氏（関西大学）の教示に導かれ、大内氏の奉じる妙見は、中国の民間信仰ではなく、北宋や明で国家的に奉じられた信仰（真武神）の影響を受けたものであったことがわかり、日本人宗教者による意図的な導入を想定する必要があると考えるに至った。

＜１８年度＞

①大内氏の妙見信仰について考察を深めた。千葉市立郷土博物館の展示及び研究紀要によれば、関東の千葉氏も大内氏同様、妙見信仰を一族団結の中心とし、千葉県内に伝存する尊像の分析から、道教系の武神型妙見が、鎌倉後期に日本へ入って来たものであるという。このことから、北極星の神がすでに中国で性格を変え、これが日本に伝わって、妙見が武神として読みかえられたと考えられる。あわせて千葉氏の九州での拠点である肥前国小城（佐賀県小城市）の調査をした。これにより、千葉氏は、南北朝期以降においても、城館・都市・妙見信仰により領域支配を維持し、関東・九州両方で守護大名級の勢力を持ち、大内氏と比較するのに好適なケースであると判断された。大内氏も政弘の代までに道教的妙見信仰を持つに至るが、それがいつまで遡るかは千葉氏のように明らかではない。その手がかりのひとつとして、東京大学史料編纂所で妙見と大内氏の祖先伝説（琳聖太子）の関係を記す『鹿苑院西国下向記』を調査したが、この記録の成立年代については、先行

研究はあるものの、いまだ検討を要する。

②大内氏と禅宗の関係について多様な視点から考察した。東京大学史料編纂所で『雲門一曲』を調査することによって、南北朝段階の大内氏は、山口ではなく、大内村を本拠として明使趙秩を歓待していたことがわかり、この地にあった禅寺乗福寺が外交機能を持っていたことが推測できる。また、山口県立美術館の展覧会図録『雪舟への旅』によって、最新の雪舟研究に触れ、雪舟の活動が、大内政弘の意向を強く受けたものであることがわかった。

③大内氏は、上記のような禅宗との親密さにとどまらず、時宗を介した交通網の整備について、特に富田勝栄寺の機能を明らかにすることができた。あわせて長門国の府中（長府）と赤間関を事例として、在庁官人の系譜を引く者をはじめとする都市の住人と寺社の関係を明らかにすることができた。

＜１９年度＞

①大内氏領国内では一向一揆が起こっていないが、一向一揆の本拠となった地域（畿内・北陸）と比較することによって、これら性格の異なる地域を同じ列島の中に位置付けることを目指した。

②一向一揆の前提となる北陸地域の顕密寺社の機能について考察し、北陸宗教文化学会シンポジウム「中世北陸の宗教」において院政期の事件をとりあげ、「中世北陸における顕密寺社と地域社会 - 安元事件と延暦寺 - 」（『北陸宗教文化』20 号、北陸宗教文化学会、2008 年）としてまとめた。

付記

千葉市立郷土博物館を訪問した際は、『千葉市立郷土博物館研究紀要』１２号、２００６年）をいただき、佐賀県小城町教育委員会を訪問した際は、小城町文化財調査報告書第２集『北浦遺跡』（佐賀県小城町教育委員会、１９８２年）及び小城町文化財調査報告書第１５集『妙見遺跡・滝遺跡』（佐賀県小城町教育委員会、２００５年）の２冊をいただきましたので、ここにお礼を申し上げます。

第１章　一族の統制と領国支配

１　守護大名化の過程

在庁官人として

平安後期（院政期）には、周防国の現地の政務は在庁官人によって握られており、多々良、賀陽、土師といった一族が在庁官人を占め、「令」や「保」と称される国衙領を自己の所領のように分け合っていた。『新撰姓氏録』には、古代の氏族として多々良公というものが載っており、出自は任那の国主爾利久牟王であるという。多々良氏は最も有力な在庁官人であるが、その中でも、平安末期までに「権介」を僭称して在庁官人の筆頭となり、周防国吉敷郡大内村を所領とし、代々「大内介」と呼ばれた一派が特に有力であった。

「権介」は、在庁官人系の有力御家人に見られる称号であり、関東では、相模国の三浦介（三浦氏）、上総国の上総介、下総国の千葉介（千葉氏）が知られ、北陸では加賀国の富樫介（富樫氏）が有名である。これらの武士はそれぞれ本拠となった地名を名乗りとしており、大内介の本拠が大内（山口市）であることは想像にかたくない。しかも、大内氏の支族には、宇野、野田、鰐石、吉敷、黒川、平野、問田といった、現在の山口市内の地名を名乗る者が多い。多々良氏は大内介のほか支族を分派させながら、それぞれ国衙の要職を握っていた。

しかし、鎌倉末期の所領目録の中に多々良荘の地名はなく[1]、多々良にも大内にも、居住した痕跡（屋敷跡など）がいまだ発見されておらず、大内介の故地はいまだ確認されていない。多々良荘は、現在の防府市多々良の辺を荘域とする荘園で、その名称から在庁宮人多々良氏の本領と推測されるところであるが、実は多々良氏との関係は不明であるうえに、鎌倉初期に相模国から移住した御家人の平子（たいらご）氏の相伝所領であった。乾元２年（１３０３）に、平子氏は、多々良荘内に敷地１町を有し、供僧が仕える法興寺という寺院を持ち、このほか牟礼令に１町、国衙に１５町もの所領を持っていた[2]。このことから、鎌倉幕府は、もともと在庁官人勢力の地元であった国衙とその周辺に、御家人領というくさびを打ち込み、意図的に在庁官人多々良氏と多々良荘の関係を断ち切ったのかもしれない。

大内氏が、鎌倉幕府の御家人であり、六波羅探題の指揮下であることは、京都閑院御所造営を幕府が奉行し、御家人に対して造営を割り当てた際、「大内介」（弘貞に比定される）も築地を割り当てられていることからわかる[3]。また、六条八幡宮の造営に関わった御家人

の目録[4]を見ると、周防国から４名掲げられ、そのうち大内氏一族と考えられる者では、「吉敷十郎入道跡」が５貫文、「大内介」（弘成に比定される）が１０貫文、「鷲頭筑前々司跡」が７貫文であり、「大内介」は他の同族よりも負担が重くなっている。

『玉葉』治承２（１１７８）年１０月８日条には、流罪となっていたが同年にもどされた者の中に、「周防国住人」として、「多々良盛保伊豆、同盛房常陸、同弘盛下野、同忠遠安房」が見える。多々良盛保は支族の鷲頭氏の祖とされており、同盛房の子である。同弘盛も盛保の子で、系図類では、惣領は盛房 - 弘盛と継承されている。同忠遠についてはくわしいことはわからない。盛保の系統も惣領家とともに有力ゆえ流罪となったと考えられる。そして、先掲の六条八幡宮の造営に見える吉敷十郎入道は鷲頭氏の祖とされる盛保の系統として見え、鷲頭筑前々司は盛保の子である親盛筑前守の系統であるとみなすことができる。両者を合わせると大内介の１０貫文を上回る１２貫文となり、鷲頭系統が惣領を上回ったことになる。このように鷲頭系統は、平安末期から鎌倉後期にかけて、大内介を称する惣領家に劣らぬ有力者であったと見なすことができる。多々良氏は最初から大内介系が優越していたわけではなく、盛房の子孫で周防国東部に基盤を置いた鷲頭と呼ばれる一族も有力であったことがわかる。

＜大内氏歴代系統図　南北朝～戦国期を中心に＞

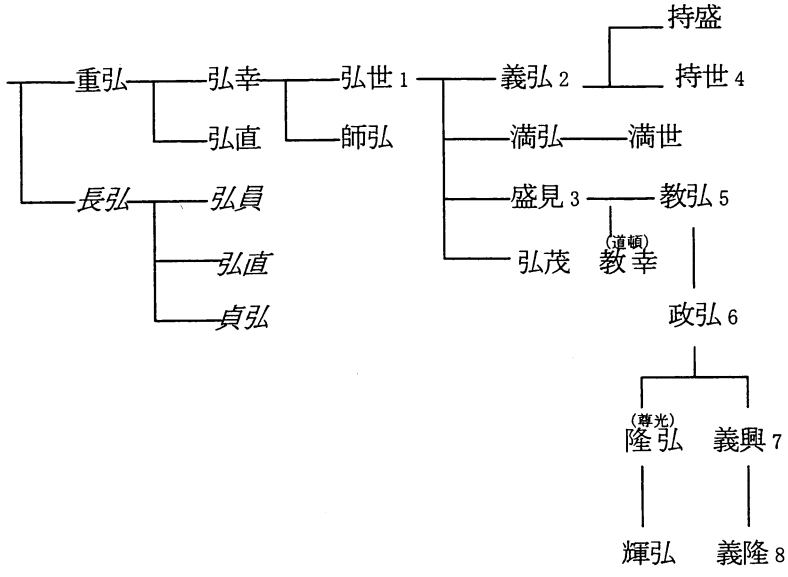

注１：アラビア数字を付しているのは、防長統一以降の守護の継承順を表す。

注２：鷲頭氏を継いだ大内長弘系の人名は斜体で示した。

惣領と支族

在庁官人多々良氏のうち大内介と呼ばれた一派は、南北朝動乱に乗じ勢力を拡大し、もはや権介にとどまらない存在となり、「大内」という家名を使用するようになった。東大寺とわたりあった重弘は元応２（１３２０）年に死去している。弘世によって防長両国が統一されまでの間、大内氏の同族内の情勢は極めて複雑である。必ずしも惣領家が定まっていたわけではない。それとは別に守護に任じられるような者が室町幕府から「大内介」と呼ばれていたと考えられる。

『太平記』によれば、元弘２（１３３２）年に鎌倉幕府は反対勢力討伐のため軍勢を集め、この時大内介が厚東入道とともに兵庫に上陸した。建武２（１３３５）年には新田義貞に従い反対勢力討伐に向かったのは、厚東駿河守とともに大内新介と記され、同年、周防国で反建武政権として蜂起したのは大内介とされる。次に、大内新介（弘幸の弟弘直に比定されている）が、延元元年（１３３６）に足利方と石見国で戦い戦死している。そうすると、大内介は一応弘幸で、その代理を務める同族ということで新介の称を弟が名乗っていると考えられる。これは弘幸の息弘世がまだ幼少であったためと考えられる。ところが、尊氏東上の際の大内介は弘幸というわけにはゆかない。建武３（１３７６）年に、大量の兵船を派遣し、足利尊氏が東上するのに功績があったのは大内介と記される。この時大内介というのは、南北朝動乱の途上で中央に名が知られた者に対する呼称であり、同族のうちで特定されていたとは限らない。「梅松論」（『群書類従』２０）によれば、建武３（１３３６）年、厚東武実とともに大量の兵船を派遣し、足利尊氏が東上するのに功績があったのは大内長弘である。先掲の『太平記』に見える足利尊氏東上の際の大内介も長弘であるとすると、長弘の方が先に幕府から惣領と認められていたことになる。後世の大内氏当主たちが、系図上で長弘を鷲頭氏に結び付けて惣領家の者に見えないように操作した可能性もある。

大内長弘は大内介重弘の弟で惣領家の一員であり、弘幸にとっては叔父にあたる。彼は支族の鷲頭氏を継ぎ、豊前権守を名乗り、いちはやく足利氏と結んで周防守護に任じられた。たとえ大内介でなくても鷲頭氏を継ぐことができれば有力化することになる。この時大内介系の弘幸は、尊氏方（北朝）が形勢不利と見て動かなかったため、周防守護補任を長弘系によって先を越されたものと推測する。この時点で大内介の一族は、重弘の子である弘幸と、重弘の弟である長弘の２つの系統に分かれていた。

暦応４年（１３４１）の頃、弘幸系は長弘系によって名字の地である大内にあって守護

神を祀る興隆寺を焼かれ[5]、周防国内は混乱していたものと推測する。おそくとも観応３（１３５２）年９月までに周防守護は長弘からその第２子但馬権守（弘直）に交替している[6]。貞和６（１３５０）年、内藤徳益丸（盛世）の代官である審覚が所領の安堵を足利直冬に求めている[7]が、先ずは厚東氏に証明してもらい、同年に大内孫太郎（弘世）の手に属し、また同但馬権守（弘員）の手に属して戦ったことがわかる。貞和５（１３４９）年、足利直冬[8]は、長門探題に任ぜられ、南朝方に立つが独自の勢力を形成し、足利氏の内部抗争に端を発した観応の擾乱は防長両国にも及んだ。貞和７年（１３５１）年に審覚が文書目録を作成した[9]中には大内太郎および大内介入道の一見状が含まれており、弘幸と弘世父子が周防守護のような位置にある。この段階では、大内氏の両系統とも直冬に属している。

しかし、大内長弘父子は、隣国長門守護の厚東氏とともに北朝方として協調関係を保つことを選択すると、再び周防守護としての権限を発揮し始めた。文和２年（１３５３）に長弘の子とされる貞弘が一連の軍忠を注進し[10]、その中に観応３（１３５２）年、内藤藤時が所領末武庄に城郭を構え、大内孫太郎弘世以下周防国凶徒と戦い、鷲頭氏の本拠である鷲頭荘内で防戦したことが見える。長弘系統は、鷲頭氏の跡を継いだことによって聖地である鷲頭妙見社を守り、周防東部の在地勢力を味方に就けていたものと考えられる。そのような勢力の一員が内藤氏であるが、この内藤氏はやがて長門守護の家柄として定着する。

弘幸側は、観応３（１３５２）年には仁平寺堂供養を行っており、周防国司を持つ東大寺の眼代が参加し、盛大な供養を執行している[11]。この時弘幸が死去して７日間延期して執行している。仁平寺はもともと支族である問田氏の本拠地にある寺院であるが、暦応４年（１３４１）の興隆寺の焼失により大きな法会ができなくなっているため、一時的にここでの執行に踏み切ったのかもしれない。このあと史料上で仁平寺の活動は不明である。堂供養の参加者には守護代宇野殿という人物が見え、弘幸系統が周防守護であることを示す意味合いを持つ行事の性格が読み取れる。

貞和５年（１３４９）、中国地方統治を始めた足利直冬配下の武将が１時周防守護権を行使するが、すぐに幕府の方針が変わって長弘が復職する。翌観応元年（１３５０）には、大内介ともども直冬に就いたため、長弘系は幕府（尊氏）から守護を伊予の河野氏に交替させられ、文和元年（１３５２）から翌年にかけて長弘の子の弘直の在職が知られるが、これは長弘系が幕府方（北朝方）に立っていたからと言われている。ところが、１３５３年以後の１０年間、誰が守護であったかは不明であるとされ、長弘系の守護権は不安定なも

のであった。

弘世による防長統一

大内介系は、南北朝時代に入って、弘幸 - 弘世 - 義弘と継承される。弘世は観応元年（１３５０）から康安元年（１３６１）まで南朝年号の正平を文書に用いて南朝方に立っていたが、貞治２年（１３６３）に至って北朝方（将軍は義詮）に立った。しかも翌年からは周防・長門両国守護として現れる。南北両朝のもとで不安定な時期を周防・長門統１に向けて準備していたものと推測する。それにしても長弘系に勝ち、隣国長門を治める鎌倉以来の有力武士団である厚東氏を倒すことを短期間で実現できたのはいかなる条件によるのであろうか。もともといわゆる長門探題と呼ばれる北条一門の守護が周防・長門両国を一人で支配するようになっており、両国をまとめて支配する発想がすでに鎌倉後期にあった。そして、はじめ長門探題、次に九州探題として広域の統括者であった足利直冬の勢力をうまく横取りすることによって、弘世は両国を一括して支配することができたと考える。

弘世の弟に師弘がいる。師弘は系図上では三郎、介三郎、大内介とあり、互いの郎党が争い、そのことから兄弟が争うようになり、結局師弘が敗れて戦死したと記されている。いったんは大内介を名乗り、惣領になったこともあるのだろうか。その子義弘の場合も満弘と当主の座を争い、盛見の場合も弘茂と争っているが、大内氏の当主は常に兄弟との争いに勝たねばならなかった。

貞和６年（１３５０）１２月２５日付「内藤徳益丸代審覚申状写」[12]では、同年１０月１０日、大内孫太郎弘世の手に属し、尊氏方である高師泰の代官を討ったというが、弘世方が使用した年号は、南朝方というよりも足利直冬方というべきものであり、この時弘世は直冬方であった。正平９年（１３５４）になると、直冬が南朝に帰順したことにともない、弘世も南朝年号を使用するようになり、同１６年（１３６１）まで南朝年号を使用している。貞治３年（１３６４）の「下総親尚軍忠状」（門司文書）には、去々年に大内介が「宮方」として渡海した、とあるから、貞治元年（１３６２）時点で弘世は南朝方であったことがわかる。北朝方に転じて以後、幕府は弘世を「大内介」と呼び続ける。また、貞治４年（１３６５）の「天神社棟札写」には、弘世とその嫡子である義弘の名が刻まれ、嫡子は特別視されている。

周防・長門両方に接している隣国石見国（島根県）は、最初、足利一門が守護であったが、貞治５年（１３６６）から大内弘世が守護となる。先掲の観応３年（１３５２）「周防

仁平寺本堂供養日記」には、寒巌（弘幸）と同太郎殿弘世が連名になり馬を進めており、ここでも嫡子というものが重視されている。この時、主だった家臣は、守護代が宇野氏であるほか、問田五郎入道覚性、西郷氏、賀河有吉という山口近辺の所領を名字とする一族の名があがっており、これよりあとの時期の陶、内藤、杉、という家老級の重臣の布陣とは異なっている。重臣のうち陶氏はもともと吉敷郡陶が本拠であるが、周防東部へ本拠を移し、内藤氏ははじめ長弘系や鷲頭氏に就いていた。同年、まだ室町幕府は弘直とされる「大内民部大夫」に周防国伊賀道郷地頭職の遵行を命じている（『東福寺文書』）。

応安７年（１３７４）の氷上山上宮上棟には、上方（弘世）と三郎殿（満弘）が出仕[13]しているが、これは弘世が健康をそこね、しかも義弘が嫡子として定まっていなかったからであろうか。のちに満弘は「馬場殿」と呼ばれているが、その子満世もまた「馬場殿」と呼ばれ、盛見の代に重視され、嫡子に准ずる扱いを受けることになる。毛利氏は同じころ大内に就くかどうかで、骨肉の争いを繰り広げている。また、注目すべきは、この時出仕した家来の中に、古く分かれた同族で、末武殿、黒河殿、右田殿、陶殿という呼び方で、他の家来とはちがう扱いを受けている者がいる。このとき右田および陶という有力な支族が体制に加わって来たが、まだ同族として意識され、家老という認識ではない。

くだって盛見が興隆寺の本堂供養の法会に参加した時[14]、盛見のほかに馬場殿（満弘の子満世）という人物がおり、御幣を問田式部丞から戴く際、盛見に次いで頂戴している。『応永記』には、義弘は九州で戦死した弟満弘に将軍から恩賞がなかったことを恨んでいたとある。義弘の死後の後継者を盛見と幕府の後援を得た弘茂が争った際、満世が弘茂方に立ったのなら、とても嫡子のような扱いを受けるような待遇にはならないだろうが、もしかすると弘茂との対決において満世の協力が大であり、盛見は彼を厚遇せねばならなかったのかもしれない。

２　幕府体制への同化

足利義満の厳島詣

康応元年（１３８９）、将軍義満は船団を率いて兵庫から出発した[15]。これは、西日本の諸国に対して将軍の権威を誇示するデモンストレーションであった。安芸国の海路を航行した際、蒲刈というような海賊の縄張りも難なく通過している。蒲刈の瀬戸を通過した時点で、多賀谷という海賊衆が参上し、大内義弘が遅く参上する旨を告げていることから、

安芸国の海賊を義弘が懐柔していることがわかる。厳島に参詣したあと、周防国の海上を通過し、これも海賊の出るような海域である屋代島から神代にかけて難なく通過している。

周防国では下松というところで大内義弘が出迎え、かれ飯と酒などさまざまなものでもてなし、ついで周防国府の南に位置する高浜という浦端の、三田尻という松原に御旅所を建てた。赤崎まで行くと大風に妨げられ、高洲の向島という浦に停泊している。翌日出発したが、再び風波が激しくなったため、義満がひとりだけで、田島という浦端の海人の家に草ぶきの休憩所に休んだ。船は海上に停泊させ、義弘もお供をしている。当時すでに高洲と向島の間は干潟のような状態であったらしく、将軍の御座船は着岸できないので、小舟に乗り移って上陸した。このあと九州に向かうことはやめ、細川頼之や今川了俊に相談して帰路につくことになった。山名時熙が、父の左京大夫（時義）の代理として、備後から参上し、尾道を見せたいと申し出た。義満は周防国竈戸関（上関）に帰り、そこで大内一族や伊予の河野氏などと対面した。大内義弘は兵庫まで同行し、さらに京都までのぼった。

康暦の政変で管領細川頼之は政界から追放されて四国に逼塞し、細川与党の大名たちにかわって山名・大内といった斯波与党が躍進したが、義満は四国に立ち寄り、細川頼之との和解をはかろうとしていたと言われている[16]。義満の厳島詣の時点で、大内義弘は瀬戸内海の海賊を配下に従え[17]、管領をはじめとする幕府の中枢にある大名に準ずる地位を得て義満の信任を得ていたことがわかる。

南北朝合一の実相

明徳３年（元中９年、１３９２年）に南北両朝の合体が実現したが、大内義弘は南朝方とどのように接触していたのであろうか。紀伊国において、高野山との関係では、明徳３年（１３９２）から南部荘年貢をめぐって一連の事件があり、前守護山名氏の時押領された惣寺領を寺家が領掌することを命じて優遇している[18]。粉川寺に対しては、学侶と行人の相論を仲裁しなければならず[19]、歓喜寺に対しては、下地をしばらく借用し、軍勢を預け置き[20]、禅林寺に対しては、南朝方の綸旨は証拠書類とはならないと告げている[21]。

次に南朝方との接触を『応永記』（『群書類従』２０）からうかがう。義弘の言葉として以下のようなものがある。けわしい城を構えるよりは人を利せよ。この所（和泉・紀伊）には当方（大内氏）の管理下で非義を行っていないので、土民もよろこびの眉を開いて、いささかも御方（大内氏）に背くことはない。そのうえ、兵粮・材木の多い所なので、思

うように要害を構えることができる、というのである。もし、この言葉どおりなら、和泉・紀伊両国に対して懐柔策を施し、うまく国内に戦略上の拠点を設けて行き、南朝勢力を追い詰めて行ったということになるのではないか。ここでいう「土民」とは、武士から農民に至る地元の広い階層を指すととらえた方がよいと考えられる。

義弘は和泉守護として堺を支配下に置いた。従来、堺のまちの発展の始まりは南北朝期からとされている。この地が両朝の争奪になったのは、堺が吉野の南朝と西日本を結ぶ中継地点であったこと、住吉大社など南朝側の拠点が近くに多かったことなどによる。

ここで堺自体が経済拠点として重要であったことを、吉田豊氏の研究を参照することによって概観したい[22]。鎌倉期の史料は少ないが、建保３年（１２１５）ころには、丹南鋳物師の廻船荷物を泉州堺津に付したという史料がある。亀山上皇は、港津の経済力に注目し、課税のため弘安８年（１２８５）に兵庫を視察し、堺浦にも立ち寄っている。元弘３年（１３３３）には後醍醐天皇から住吉社に、唐船の用途（港湾使用料）から２０万疋が寄進されており、これは堺津に入港した元の商船からの関税と考えられている。建武４年（１３３７）には堺浦に魚商が見え、住吉大社や奈良の春日大社に供える魚の市場として発展したようである。また、高野山御影堂の修造を独力で行った万代屋のような豪商が現れたり、のちに会合衆の筆頭となる野遠屋の相続争いを幕府が裁いているように、室町初期までに富裕な商人が堺に定住していた。そして、山名氏が和泉の守護となったのも、町の発展に引き寄せられたからであり、この時から和泉国の守護所が堺に移ったことが指摘されている[23]。堺は、初期には住吉社と関係する宗教的集落でもあったようであるが、漁港や街道、湯屋、市場などを持つ経済都市として発展してきた。そして、義弘が和泉守護となる以前に政治都市ともなったのである。

堺は、船付場としての地形的メリットというよりは、荷物や人が上陸してからの交通上のメリットが大きい立地であったと考えられる。和泉国内には和田氏など楠木氏の一族がおり、北は摂津方面へ、東は河内方面と大和方面へ、南は紀伊方面へ、堺から街道が延びていた。堺から東の方角である大和の奥地には吉野があり、そこに南朝の朝廷がある。河内には楠木一族はもちろんのこと、金剛寺・観心寺といった後醍醐天皇以来南朝を支え続けた勢力がある。紀伊には表向き中立を保ちながら潜在的に南朝の支持勢力が存在する高野山や根来寺といった有力な寺院があった。義弘は、堺を中心に、和泉の国内を固め、隣国の南朝勢力を切り崩していったものと考えられる。

一介の外様守護に過ぎない義弘が、南朝の朝廷との和平交渉の前面に立つことは考えら

れず、当然、北朝の朝廷を構成する貴族たちが表に立っていたと考えられる。しかし、一方で南朝を支える地元の武士から農民に至るまでを懐柔し、他方で和泉・紀伊両国内に拠点となる要害を点在させて、南朝勢力を河内の一部と大和の吉野だけに閉じ込めていったものと考えられる。また、『堺記』[24]によれば、堺が落城する際、義弘方に加わっていた楠木氏の２００余騎が大和路を落ちて行ったこと、肥前の菊地氏も加わっていたが、行方知らず落ちていったことが記されている。土岐氏など他の反幕府勢力同様、旧南朝方の武士たちは、必ずしも大内氏に臣従していたわけではないが、合一の交渉の途上で大内氏と親しくなったことは考えられる。しかも、南朝の軍事力には紀伊熊野や伊予河野氏に味方する海賊勢力の存在が知られるが、このような海賊に最も近い守護大名としては大内氏が第一人者であり、南朝方の海賊を懐柔しておくためには最もふさわしい大名は大内氏であったということができる。しかも楠木氏の惣領である楠木正儀は北朝方の河内守護となり、いよいよ南朝勢力は吉野周辺へと追い詰められてゆく。あとは南朝の面子をつぶさないように両朝合一の手はずを整えるだけとなる。

義弘が公家の交渉ごとに関与できたかどうか疑問であるが、『堺記』には、義弘が南朝御和睦のことを取り成し、両朝一統するのみならず、三種の神器を当朝（北朝）に納めたと記され、和睦を取り成すのみならず、三種の神器を北朝に納めるのに功績があったというのである。三種の神器が京都に移されたことを具体的に記しているのは「有職抄」[25]第３巻くらいであって、「明徳三年十月廿五日、大外記師豊記云、比(此カ)夕駕輿丁卅五人、御輿長十人、南朝ニ進セラル、是三種神器ノ御迎也、武家大内左京大夫義弘朝臣固(同カ)ク御迎ニ参ルト云々」とある。北朝の朝廷の使者が神器を迎えに行くのであるが、武家の代表として義弘が迎えに行ったということである。このように重要事とされるべき事件について極端に記事が少ないのが疑問である。

応永の乱

応永の乱当時の戸数は正確にはつかめないが、『堺記』には、落城の際、「堺一万□□□□□□」が一宇も残さず同時に灰燼と帰した、と記され、『応永記』には同じ部分において、堺の家の軒数が１万軒ほどと記される。戦国期末の周防山口が１万戸とされるので、堺は南北朝末期に大きな都市であったことはまちがいないであろう。堺における合戦の評議では、義弘の弟である新介弘茂は義弘を諌めることをあきらめ、まず河内の高山を討ち取り、東条土丸のあたりに陣取って、和泉、紀伊国を支配すれば、５年、１０年であっても味方

が困ることはなく、堺の浦、清水の浦、中国の船の通路もその便があると言った。重臣の杉重運は、堺の浦を落ちるふりをして船に乗り、尼崎に上り、そこから八幡にある幕府軍と思う存分合戦して一時に勝敗を決するのがよいと主張した。平井道助はもとより謀叛は無益なこととしきりに諌めている者であるので、せめてこのままでいた方が後で泣き付くことができると心中に思いつつ、堺を捨てては和泉・紀伊国の人は京方に参上するので、険阻な城を構えるよりは家臣の団結を重視すべきであると言った。

義弘はこの議に同じつつ、やがて材木を集め、数百人の番匠をもって、種々の功を尽くし井楼４８、櫓１７００、東西南北あわせて１６丈の陣取りができる。義弘は城の体を廻ってみて、この中に我が手の者５千余騎を籠めたならば、たとえ数百万騎の勢でも破ることができないと喜んだ。『堺記』には、堺をめぐる防衛線について、河内の高（嵩）山、東條、土丸の諸城が設けられているので、和泉・紀伊を「管領」することができると記されている。堺の浦・清水の浦は中国の船の通路も便があると記されているのは、大内氏が瀬戸内海を介して周防・長門方面への海上ルートを確保していたということであろう。また、義弘は諸方に守備隊を置いており、森口（守口）の城は京都への備えであり、守主山（鵤山、百舌鳥古墳群のあたりか）は河内への備えと考えることができる。堺の城の構造を窺い知るための記述は『堺記』しかなく、幕府の軍議の際、これほどの平城はただ一束に攻め落とすべきである、という意見が出されたと記されている。現代の城の分類でいうところの平城と異なり、何らかの丘陵を利用することもない、堀と土塁で囲まれた、武士の館の大型なものを想定した方がよいであろう。管領の手勢の２千余騎は、北の方の１２の木戸を攻め破って、すでに三の木戸を破ろうと激しく戦った、とあり、単純な方形の城（館）というのではなく、入り口（木戸）が３段階に設けられ、敵を引き入れては消耗させる備えとなっていたことになる。

幕府軍は攻城にあたって、南北の３方に陣を張り、西を四国・淡路の海賊１００余艘の舟で詰め寄せた、とあるが、西は海であり、東方は深田（低湿な水田）なので、一色・今川の両手は直接城に攻め入ろうと、埋め草を切りこみ路を作らせたほどであり、南北にしか陣を配置することができなかったと考えられる。待機している海賊が四国・淡路であるのは、当時の管領細川氏の領国が四国と淡路にあったからと考えられる。最後、幕府軍は、勢楼・大三毬杖を作り立て、城を焼こうという策略をめぐらせた。

第２章　大内氏の妙見信仰

１　祖先伝説

祖先＝琳聖太子

須田牧子氏によれば、大内氏の祖先伝説の形成には３段階の画期があるという[26]。第１は、１３９９年、大内義弘が朝鮮王朝に対し家系・出自を示すものと「土田」を要求したことである。第２は、「土田」等要求の約半世紀後の１４５３年、大内教弘が「琳聖太子入日本之記」を要求したことである。第３は、１４８５年、大内政弘が、琳聖太子の曽祖父以上の名前や事績が伝わらないことを述べ、「国史」の賜与を願い、自らの存在を、室町政権・朝鮮の、２つの「権威」を使って荘厳したことである。

たしかに大内氏の祖先伝説は中世後期において普及していた。たとえば、『大乗院寺社雑事記』文明４年（１４７２）５月２７日条では、大内氏は本来日本人ではなく、蒙古国の者あるいは高麗人と記されているし、同じく文明７年（１４７５）８月１４日条では、百済国聖明王の末裔であること及び大内の名の由来が記されている。

> 大内者本来非㆓日本人㆒、蒙古国者也、或又高麗人云々、其船寄㆒㆓来于多々羅浜㆒之間、則以㆓其所之号㆒為㆓多々羅氏㆒、於㆓中国・九州㆒一族数輩在㆑之、希有事也、[27]

> 大内従四位下左京大夫政弘・・・百済国聖明王末也云々、先祖来㆓日本国㆒之時、着㆒㆓岸多々ラ浜㆒之故、則末流称㆓多々良氏㆒、大内郡ニ住、故号㆓大内㆒也

祖先伝説の形成

須田氏の言う第１段階において、大内義弘は百済の王族の子孫であることを初めて主張した。

『李朝実録』定宗六年（１３９９）７月１０日条

> 我是百済之後也、日本国人、不㆒㆓知吾之世系与吾姓氏㆒、請㆓具書賜㆒㆑之、又請㆓百済土田㆒、下㆓都評議使司㆒、考㆓其家世㆒、世遠無㆑徴、假以㆓百済始祖温祚高氏之後㆒、

この段階では百済の王族であることは主張されているが、まだ琳聖太子の名は見えない。仮に百済の始祖である温祚高氏の子孫ということにされ、同年１１月８日条に、さっそく、高義弘と呼ばれている。ところが、高氏と呼び直しているのはこの１件のみで、その後は「大内殿」という呼称が定着し、『海東諸国紀』[28]でもこの呼び方である。

第２段階では、教弘の代に祖先伝説が完成に向かっていることがわかる。大内殿（教弘）の使者有栄が、朝鮮国礼曹に文書を提出し、朝鮮に今大内の後裔がいるかどうか、定めて耆老博洽の君子がいるだろうから、その系譜をつまびらかにするために、琳聖太子が日本に入った際の記録を求めた。これに対し朝鮮側はかつて義弘を高氏の末裔とした際の記録を「古書」と称して与えるにとどまった。注目すべきは、この段階で大内氏の祖先である琳聖太子が、聖徳太子と協力して日本に仏法を広め、その功により大内の土地を与えられ、本拠の地名から大内公と号したという、祖先伝説の基本的な骨組み[29]ができあがっていることである。

『李朝実録』瑞宗元年（１４５３）６月２４日条

日本国大内殿使者有栄、呈書二于礼曹一曰、多多良氏、入二日本国一、其故則日本、曽大連等起兵、欲レ滅二仏法一、我国王子聖徳太子、崇-二敬仏法一、故交戦、此時百済国王、勅二太子琳聖一、討二大連等一、琳聖則大内公也、以故聖徳太子、賞二其功一而賜二州郡一、爾来称二都居之地一、号二大内公一、朝鮮今有二大内裔種一否、定有二耆老博洽君子一、詳二其譜系一也、・・・貴国必有二琳聖太子入日本之記一也、大内公食邑之地、世因二兵火一、而失二本記一矣、今所レ記、則我邦之遺老、口述相伝而已、即命二春秋館・集賢殿一、考二古籍書一与レ之、其書曰、古書有云、日本六州牧左京大夫百済温祚王高氏之後、其先避レ乱、仕二於日本一、

第３段階では、祖先である琳聖太子に対して、その守護神である妙見が関係付けられるようになる。整備されたかたちの伝説の中から主要な４つの部分を抜粋する[30]。

①推古天皇十七年己巳有二大星一、在二周防国都濃郡鷲頭庄青柳浦松樹之上一、七昼夜赫々不レ絶、国人奇レ之、時神託二巫人一曰、異邦之太子将二来朝一、故北辰下臨以鎮-二護之一云云、因改二地名一曰二下松浦一、尊一二称其星一曰二北辰妙見尊星王大菩薩一、立レ社以

祭レ之、居三年辛未歳（推古十九）百済国琳聖太子来朝

②琳聖太子乃聖明第三子、生平有下欲レ奉レ拝二肉身如来一之誓上、不レ舎二昼夜一、忘二於寝食一、企レ之者年久、一夜白髪沙門来告二于夢一曰、前仏既去、後仏未レ興、於二其中間一也、刻レ木画レ像以准二真仏一、雖レ不二持戒一、而以二剃髪染衣一比二諸聖老一、澆季末法之世固難レ遭二如来之教法一、雖レ然汝懇念無弐故以相諭、去レ此東海有レ国曰二日本一、其国皇子曰二聖徳太子一、即過去正法明二如来入重玄門一、猶居二菩薩地一、今降-二誕于日本一、興-二隆仏法一、済-二渡衆生一、観世音菩薩是也、琳聖太子歓喜無レ極、遂艤レ船而渡レ溟、抵二周防国多々良浜一、琳聖既得レ謁二聖徳太子於荒陵一、乃以二周防大内県一為二采邑一賜二姓多々良氏一、其後胤相襲綿々不レ絶、

③後妙見大菩薩自二下松浦一遷二于桂木宮一、今宮洲是也、従二桂木宮一重遷二于高鹿垣宮一、復遷二于鷲頭山一、其山頂有二上宮一、山半有二下宮一、一二三殿中堂楼門等制度儼然、

④至二琳聖太子五世孫茂村一奉遷-二攸于大内県氷上山一、神祠仏閣及僧舎等以十-二倍于鷲頭山一、陟レ山八町許有二上宮一東嚮、下宮南嚮、本堂安-二置釈迦三尊一、脇士四天王像、四面長廊、二層楼門、東西二塔、鐘楼、輪蔵及経庫、長日護摩堂、不断如法経堂、八幡社壇、三十番神祠、山王七社、厩屋、庁屋、湯屋、法界門、開道十町許、両行並二百余坊之甍一、而山中衆徒日習二天台教法一、論談決択而勤-二修之一、専以二真言秘決一致二天下豊饒国家無事之誠禱一、社司巫人日祇二其事一、仏供神楽、四時祭祀、仲春大会、歩射童舞、糸竹鐘鼓、声明音楽、永以不二堕弛一矣

次に、①から④の部分の要旨をＡからＤにまとめてみる。

Ａ　巫人が託宣して言うには、異国の太子が来たりて降臨する。その擁護のため、北辰が周防国都濃郡鷲頭庄青柳浦の松樹に下降し、ゆえにその地名が下松浦と呼ばれるようになった。妙見尊星王大菩薩社として祀られ、３年を経て、百済の聖明王第３皇子琳聖太子が来朝した。

Ｂ　琳聖太子が来朝したのは、観音のごとき聖徳太子に歓喜したためであり、船は周防の多々良に着いた。琳聖は聖徳太子に謁見し、周防の大内県を所領とし与えられ、多々良の姓を賜った。

Ｃ　その後、妙見大菩薩は、下松浦から鷲頭山に移り、社殿を展開している。

Ｄ　琳聖太子の５代孫の茂村は大内県氷上山に妙見を勧請した。興隆寺の伽藍の規模は鷲頭山に１０倍し、天台宗的な施設が整えられ、武士が奉納する歩射と稚児

による舞童が華やかに行われる。

ＡからＤの内容を含む祖先伝説について、須田氏は、『実隆公記』・『御湯殿上日記』をもとに、文明８年段階において、政弘が三条西実隆を通じて興隆寺を勅願寺にすることを申請した際、おそらく後土御門天皇に提出した史料の一部を手元に残したものであろうと考えている。しかし、祖先伝説の構成要素のうち「聖徳太子 - 琳聖太子 - 多々良 - 大内」を結ぶ関係性を説くＢが大内教弘から政弘の間に成立していたことは認められるが、政弘の段階においてＡからＤまで整えられたかたちで存在したかどうか疑問である。

整備された祖先伝説

安永３年（１７７４）、長州藩が編纂した『防長古器考』[31]有図第７２には、興隆寺の宝物が列記され、その中に「氷上山伝記　一軸」というものがあり、「文明十八年丙午十月廿七日四従位下多々良朝臣政弘調フルノ縁記ニテ、氷上山住職行海所望ニテ、天和三年八月十四日天台座主二品堯恕親王ノ御筆ヲ染ラルヽノ書也」とある。この軸には先掲のＡからＤの構成要素を持つ最も整えられたかたちで、祖先伝説が記されているが、実は政弘当時のものではなく、実際に記されたのは天和３年（１６８３）である。中世末期にある程度できあがった伝説ではあるが、近世中期に興隆寺中興の祖である行海によって編成された可能性もあるので、これを標準的な史料とすることはできない。それよりもＡからＤにあたる構成要素を記した同時代的な史料をほかに探してカバーしてゆく必要がある。

なぜ妙見が氏神として大内氏にとって重要であるかということがわかる初見は、文明９年（１４７７）「大内陣の艮方に妙見を勧請する告文」（『続左丞抄』）であると考えられる。

> 此霊神妙見大菩薩波、推古天皇十九辛未、周防国下松尓照降、百済国聖明王第三皇子琳聖太子来朝乎為_守護_下降云々、曩祖琳聖嫡子正恒多々良姓於賜布、仍氏神大菩薩乎周防国大内県氷上山尓奉_勧請_留、寺乎波興隆寺止号須、

ここから大内氏の先祖である百済の王子琳聖太子が来朝し、彼を守護するため、周防国下松に妙見大菩薩が下降したという、大内氏の祖先伝説の基本的なパターンを読み取ることができる。この時の祭祀を行ったのは興隆寺の前別当祐増であったが、この文書の「端銘」には、「大内陳(陣)之艮方妙見勧請告文草遣之、清書聖護院准后道興」とあり、天台寺門系の僧である聖護院准后道興が清書を行っている。ただの清書とはちがうようで、妙見が

「北辰妙見尊星王大菩薩」とあり、密教系宗派に共通の「妙見」と天台寺門系の呼称である「尊星王」が並列されている。『続左丞抄』は近世に成立した古文書集で、所収文書はいわゆる写である。同じ天台宗でも、寺門系はいちはやく鎮宅霊符神を導入し、新奇な妙見信仰を展開していることが指摘されているが、この場合、大内氏は、氏寺である興隆寺の宗教的系統＝天台山門系に拘泥しない立場であり、寺門系の考え方も取り入れながら守護神＝妙見の信仰を形成していったものと考えられる。

文明１３年（１４８１）９月３日、政弘は金剛般若経を刊行して、父教弘の冥福を祈っており（「西行雑録」所収の金剛経跋）、ここにも伝説が定着したかたちで琳聖太子２９代後胤という意識が見られる。

> 文明十三年、歳_在辛丑_、九月三日、伏値_先考冥忌_、百済国琳聖太子二十九代後胤、居-_住日本周防大内県_、左京兆尹中大夫兼防長豊筑四州太守多々良朝臣政弘、不-_勝追慕哀痛之至_、謹刊_此経_、荘厳福報者也

大内氏の外交を担当した禅僧である保寿寺の惟三周省が書いた文明１６年（１４８４）の「陶弘護寿像賛」（龍豊寺所蔵）には、以下のような祖先伝説を記している。

> 陶弘護はその先祖を尋ねると、百済国聖明王第３皇子琳聖太子の苗裔であり、太子の子正恒が初めて多々良の姓を賜い、周防大内県に居住した。正恒の７世の子孫貞成に２人の子があり、嫡男である周防介盛房がいまの太守（政弘）の先祖であり、二男である盛長は陶の先祖である。盛長の４世の子孫である弘賢が陶を所領とし、弘賢の子弘政が初めて富田保に移った。

これは確かな同時代的遺品として重要であり、分家である陶氏もまた大内宗家の先祖伝説を認め、それを自分の家の先祖伝説に転用していることがわかる。

２　中世の妙見信仰

日本における妙見信仰

中世において、妙見の基本的性格は「北辰妙見菩薩大神呪経」などに基づき、「北極星の神格化（ポラリス）＋北斗七星」とされる。先行研究[32]を総合すると、中国道教の神格である玄武神は、北宋代において名を真武と改められ、中世末期までに日本に導入され、妙

見と同じものとして鎮宅霊符神が定着すると考えられている。妙見信仰には、密教に取り入れられた菩薩としての系統と、道教系の信仰が並存していた。『阿娑縛抄』巻１４４の妙見の項によれば、三井寺の秘法で尊星王法は、もと陰陽家の作法をもって所依としたという。

平安中期には京都の貴族の間で、陰陽師によって崇る神である宅神の恐怖が語られるようになり、土公神や竈神とともに「北君」とも呼ばれる妙見菩薩が認識された[33]。長保元年（９９９）に妙見菩薩が一条天皇に崇り（『権記』）、やがて「鎮宅神」という呼称も現れる。

『吾妻鏡』寿永元年（１１８２）９月２８日条には、「越後国城四郎永用於_越後国小河庄赤谷_構_城郭_、剰奉レ崇_妙見大菩薩_奉レ咒-_詛源家_之由有_其聞_」とあり、鎌倉期には武士層によって呪詛神として用いられているようになったことがわかる。そして、戦国末期に至るまで、妙見は、武士の間で軍陣中における身体の守り神とされるようになったと考えられ、たとえば加賀前田家では藩祖利家が兜に祀った小像が伝わっている。ただし、それ単独で取り出されて信仰されるのではなく、利家が勝軍地蔵の小像も祀っていたように、毘沙門や摩利支天など他の軍神とあわせ信仰されたかたちが一般的であったと思われる。

中国の元・明時代に相当する鎌倉・室町時代に『太上秘法鎮宅霊符』が伝わってきたが、そこに祀られている真武神という神格について知らない日本の密教家たちは、その図像に出ている亀蛇から直ちに北辰・妙見菩薩を想像し、真武神よりも通りのよい妙見菩薩に当てた[34]と考えられている。

戦国期に道教の経典の集大成である道蔵に収められたかたちの妙見信仰を伝える「霊符之秘伝」という書物が紹介されている[35]。その奥書には、「天正四年丙子五月吉日、於根来寺小池ノ内頼心僧都御本申ウケ則書写畢　求法頼与」とあり、頼心は豊山派第２世であり、天正４年（１５７６）段階で、真言密教の学僧のもとに所持されていたことがわかる。北斗北辰の崇拝を説き、この書に引用されている『太上神仙伝弘農懸劉進平七十二道秘法符叙』は、南宋末から明初に至る間、１３世紀から１４世紀のはじめごろに成立した道蔵に収められる『太上秘法鎮宅霊符』とほとんど同文であるとされる。

どうも天正までの戦国期に道教的な鎮宅霊符神と同一視された妙見神が、日本の密教僧の手でアレンジされたらしい。妙見神はごく道教的な色彩を保っているが、大内氏が渡来系氏族であるからという単純な理由によるのではなく、それよりも鎮宅を願う神を産み出

していった宗教的土壌の中から形成されてきたものと考えられる。

千葉氏の妙見信仰

大内氏のほかにも妙見を氏神としていた武家があった。それは、大内氏と同じく在庁官人（下総国）の出身で「千葉介」と呼ばれ、鎌倉期に重要な御家人であり、中世後期には関東と九州に分かれて有力な武士であった千葉氏である。

平家物語諸本の一種で千葉氏の伝承を加えた『源平闘諍録』[36]に取り入れられた千葉氏の説話は、１３世紀半ばにおける千葉氏嫡家による一族支配再編のための政治的意図をもって作りあげられ、妙見伝承についても、南北朝・室町期における政治的状況を背景に創作・改変されたという[37]。

千葉氏ゆかりの妙見像に１３世紀後半に遡り得るものがあり、これに極めて近似した像容を示すのが中国の道教における真武神であり、千葉氏がこの未知の図像を受容したのは、嫡流である千葉介が異国警固番役のため下総から離れ、新たな図像にもとづく「妙見神」信仰の浸透をはかることで嫡流家を正統としたイデオロギーの再確立をはかるためであったとされる。また、千葉氏と道教系妙見の出会いは九州で。童子形の妙見の図像化は鎌倉末期に遡るという[38]。

真武神は玄天上帝とも呼ばれ、その形象は特異で、披髪（ざんばら髪）に裸足、黒い服に黒い旗をともなう。別に披髪に甲冑をまとい、足下に亀と蛇を踏みしめ、七星剣をふりかざす姿もある。唐末五代に人格化され、明代に永楽帝によってその聖地武当山[39]が極盛を迎えるという[40]。

また、千葉氏のもとに密教系の菩薩形の図像と武神（真武神）系の図像の２つがともに伝来していること、鎌倉中～後期において、氏神を祀る千葉妙見宮の別当寺であった尊光院の座主は千葉氏惣領の次男が就任しているように、千葉氏と妙見社との密接な関係が指摘されている[41]。

文明２年土一揆合戦において千葉胤朝と弟の胤盛が対立した際、少弐政資は弟を胤朝の女に配しき、大内政弘は胤盛の子である胤村と通じ、千葉氏の同族争いが、肥前国支配をめぐる少弐氏と大内氏の代理戦争となってゆく[42]。あるいは、この時、千葉氏との接触により、その妙見信仰のスタイルが大内氏に何らかの影響を与えたかもしれない。また、佐賀県小城は、小平野の中に東西の千葉氏をはじめとする肥前千葉氏の同族が分かれ居住しており、山口や大内を含む周防国山口盆地とその周辺地域と似た環境にあるのではないか

と思われ、同族の団結のため似たような発想を持つかもしれない。

3　守護神＝妙見

氏神＝妙見の形成

大内氏の氏神は妙見神（菩薩）であり、大内氏の故地大内村に位置する氏寺である興隆寺の上宮に祀られていた。興隆寺二月会は、大内氏にとって最も重要な年中行事であり、領国をあげて執行された。第１責任者の「大頭」は重臣の中から選ばれ、これを務める者に徳政が施され、負債が帳消しにされた。「脇頭」・「三頭」は 領国内の郡が順番に担当した[43]。二月会のクライマックスである舞童（童子による雅楽）と歩射（家臣による弓射）は、大内氏が家臣および領民にその威勢を見せ付ける格好のイベントであった。身分の高い者は桟敷席を設けて見物し、「甲乙人」も境内に殺到し、女人禁制である区域にも女性の見物が許された。しかし、二月会の中心は大内氏当主とその嫡子が上宮で行う氏神祭祀の秘儀であり、二月会とは、政治的な意味を持つ一連の儀式から構成された、領国支配の安定を祈願するための行事である[44]。応永１１年（１４０４）の大内盛見による興隆寺本堂供養の際、大内弘茂に味方して盛見に敵対した満世が、盛見の次席を占めているように、応永の乱およびその後の大内一族の家督を巡る内紛が、盛見の優位という結果を伴って終結し、平和が回復されたことが、視覚的に示されるような工夫がなされていた。このような事例に見られるように、興隆寺は大内氏にとって、領国内の結集を意味する寺であった。

琳聖太子が先祖とされるのと対比して、氏神＝妙見と大内氏との関係は必ずしも明確ではない。氏神であるという表現の初見は義弘の代で、明徳３年（１３９２）８月５日付「大内義弘起請文」（『毛利家文書』）の神文に「氏神妙見大菩薩」とある。そして、義弘は、「当国泉州中、妙見を可勧請申候、二月会過候者、早々可有御上候、」[45]とあるように、他国へも勧請することによって、妙見神を領国であることのシンボルと考えていることがわかる。ただし、祭祀はすでに父弘世代に始まっており、正平９年（１３５４）の「大内弘世書状」（興隆寺文書）に「妙見恒例神事」が見える。

ＡからＤの内容を含む整備された祖先伝説から３つの要素を抽出する。

Ⅰ琳聖太子は、大内氏の始祖であるが、まず多々良の土地に関連付けられ、ついで大内の土地に関連付けられる。

Ⅱ琳聖太子は聖徳太子伝説と関連付けられている。

Ⅲ妙見は、大内氏の守護神であるが、その聖地は、まず鷲頭庄に設けられ、ついで大内に設けられている。

これら３つの要素から考えられることは、第１に、大内氏がもと在庁官人多々良氏の中から台頭した一派であったのと対応して、琳聖太子が、まず多々良、ついで大内の土地に関連付けられていることである。第２に、これに対して、妙見は、大内の前に鷲頭庄に関連付けられていることである。これは何を意味するかというと、鎌倉・南北朝期に、在庁官人多々良氏のうちに、大内介を名乗る一派のほかに鷲頭氏の勢力が無視できないものであり、鷲頭氏の本拠である都濃郡鷲頭庄内に、鷲頭一族の聖地として妙見社があったことを推測させる。大内政弘は、応仁元年（１４６７）の法令（『大内氏掟書』）で、鷲頭妙見社の維持を命じている。

周防国都濃郡鷲頭庄妙見山

右、甲乙人等於=当山=かりの事、菟苗田狩等に至て、永令=禁断=畢、自今以後、若此制符をそむき、違犯のやからあらは、罪科に処すへきの状如件、

応仁元年四月二日　　法泉寺殿（政弘）多々良朝臣　御判

室町期に至り、祖先伝説が整備される過程で、百済渡来の琳聖太子が多々良浜と関係付けられるのに対し、守護神（妙見）の降臨は鷲頭氏側に関係付けられ、妙見を守護神として祀る行為が、鷲頭氏のそれよりも後発的であった惣領家は、鷲頭氏系統の妙見信仰の由緒を消し去ることができなかったと考えられる。

車塚妙見社

一方、義弘を継いだ盛見の代に、大内氏は多々良との関係を目に見えるかたちに整備し始める。「阿弥陀寺文書」[46]には一連の関係文書が含まれている。応永２３年（１４１６）１１月１０日「大内氏奉行人連署奉書案」には、「府中車塚堀」が見える。阿弥陀寺領は賦課を免れたが、郡単位で工事が進められた。応永２５年（１４１８）正月２２日付「大内氏奉行人連署奉書案」には、「多々良宮堀」について、去る応永２１年（１４１４）に佐波郡図田をもって、佐波郡全体に対して、２町に５尺の割で割り振ったという。そして、堀を掘ったうえに（土手）に松を植える計画であったという。応永２７年（１４２０）１２月１１日付「大内氏奉行人連署奉書案」には、「多々良御社堀」について、去る応永２３年

に夫役を割り振ったがなお掘り残りがあるという。

堀の築造が、通常は公事免除である国衙領にも割り当てられたことは、大内氏にとってそれが単なる土木工事以上の重要な意味を持っていたことを物語る。応永２３年（１４１６）、盛見は、仁保庄地頭である仁保重郷が持っていた多々良村を車塚妙見社に寄進し、重郷子息の盛郷に代所を与えており[47]、このことは、多々良氏を本姓とする大内氏が、実は鎌倉期段階で多々良村を所領としていなかったことを意味すると考えられる。大内氏は、盛見代に多々良の土地との関係を明確にし、琳聖太子伝説に対応した体裁を整えたと考えることができる。

ここで、車塚妙見社に関係した記述を含む「鹿苑院西国下向記」[48]について考察する。この記録は、近い内容で今川了俊の著書とされる「鹿苑院殿厳島詣記」に比べて成立の事情及び年代が不明であるが、大内氏の先祖伝説に関するまとまった記述を含んでいる点が特徴である。以下に先祖伝説に関係する記述から主要な部分を抜粋する。

①車塚の由緒

康応元年（一三四二）三月（防府において）法師申やう、此あたりをふるき物かたりにハかつま（勝間）の浦と申伝たり、この浦より十町はかりありて、松の一むらある所を車つかと申ならハせり、是ハ百済国済明王の第三の皇子琳聖太子、生身の観音大士を拝し給へきよし祈念ありしに、告ありて日本へわたり給ふ、推古天皇御宇なり、則聖徳太子に相看し給て、たかひに法花の妙文にて意趣を通しまして願望成就せりと也、琳聖太子崩御の後、車をおさめられし所とて車塚といへり、このあたりを多々良の浜といふ、

②多々良の宮の様子

車塚の社頭をハ多々良の宮と号す、御正体三面あり一社ハ妙見大菩薩にて御本地薬師如来と申す、一社ハ聖徳太子にて御本地十一面と申す、一社ハ琳聖太子にて文殊師利菩薩と申す、

③琳聖太子を守護する毘沙門天

国分寺の東に毘沙門堂あり、こゝには妙見御社あり、多々良の内也、この毘沙門尊天ハ百済国より太子来朝の時、船中守護の持尊たりしを安置すと申伝たり、尊像わたし給し中に、不動明王一尊ハこの京兆の山口の館の持仏堂に安置す、

④祖神としての琳聖太子

百済国にて余氏たりし也、太子の息諱藤根公の時、多々良の姓を給てより周防国にていまに代々かくのことし、姓氏録にハ多々良公なり、いつの比の事にや多々良宿祢たりし、この京兆の代に朝臣たり、しかるゆへに琳聖太子をかの家の祖神とも曩祖ともあかめ給ふと承をよへり、

①では琳聖太子伝説が述べられているが、他の祖先伝説を記したものと比べると、多々良浜との関係だけではなく、車塚の由緒につなげているところが特徴である。②では車塚の社頭にある多々良の宮に祀られる神体について触れられ、妙見大菩薩、聖徳太子、琳聖太子が並び立つかたちになっている。③では琳聖太子の来朝の際、船中を守護したのは毘沙門天ということになっている。この記録中に多々良のうちに妙見社は見えるが、祖先伝説の中での役割は不明で、太子との関係は語られていない。④では琳聖太子は大内氏の「祖神」とみなされ、祖先であり氏神も兼ねるような表現がなされている。このように、「鹿苑院西国下向記」では特に大内氏と妙見との関係は語られておらず、守護神としての役割は強調されていない。先に触れた車塚妙見社の整備が盛見の代になって実施されたことから見ても、大内氏と妙見との関係は盛見の代よりもあとの時代になって語られるようになるものと考えられる。

妙見の図像

さて、大内氏の場合、妙見をいかなる図像で表現して崇拝していたのであろうか。大内氏と関係があることが確実な図像は現在のところ確認されていないし、そのようなものに関する記録も見出すことができない。しかし、長享元年（１４８７）９月日付の禁制（『大内氏掟書』）にはこの問題に関する重要な手がかりがある。

一　鷹餌鼈龜禁制事

為二鷹餌一不レ可レ用二鼈龜并蛇一也、既為二氷上山仕一者、儼然之処、不レ存二其惶一之族、忽神罰不レ可レ遁也、於二自今以後一者、堅固所レ加二制止一也、鳥屋飼以下之時、以二禽獣計一可レ飼、不二飼得一者、鷹不レ可二所持一也、若猶背二此禁制一、有下求二鼈龜一之族上者、至レ侍者、可レ被レ収-二公恩給地一、無二所帯一者、則可レ被二追放一也、至二凡下之輩一者、随二見出聞出一、即時於二其場一、或留-二置其身一、或随二事之躰一可二誅戮一之由、所レ被二仰出一也、仍壁書如レ件

長享元年九月日

この禁制には「鼈龜并蛇」（カメ・スッポン・ヘビ）は妙見のお使いなので、鷹の餌にしてはいけないとあり[49]、千葉氏と同様に、妙見を真武神的に表現していたため、そのシンボルをカメ・スッポン・ヘビとしていることが窺える。伝統的な密教における妙見の図像は菩薩の形であり、カメ・スッポン・ヘビのシンボルはともなってはいない。大内氏の守護神＝氏神を境内に祀る氷上山興隆寺は天台宗に属する寺院ではあるが、実は大内氏の宗教的欲求に応じ、守護神の性格を変化させていった[50]ことが明らかである。興隆寺は政弘の代の長享元年（１４８７）までに道教的な図像を用いて妙見の姿を理解していたことがわかる。

大内氏の妙見信仰

以上、整備されたかたちの祖先伝説にとらわれず、いったん琳聖太子伝説と切り離し、氏神＝妙見信仰の独自の展開をとらえ直してみた。大内氏も千葉氏と同様、鎌倉初期から南北朝にかけて多々良氏の両系統は、それぞれが内部の団結のため、妙見を奉じたものと考えられる。そして、大内介系統の一派は、嫡流となるために、大内にある氷上山（興隆寺）に妙見の社を設け、その祭祀を領国的規模で運営することをもって、一族の結集をはかろうとした。最初は弘幸 - 弘世の２代は、多々良氏の有力な別派である鷲頭氏と対抗し、南北朝初期は、同じ大内介系でありながら鷲頭氏と一体になった大内長弘系と対抗しながら、最初は南朝側に立って、興隆寺を維持した。この２代は、その祭祀を守ることによって、一族の団結をはかり、嫡流としての主張を続け、守護となるチャンスを待ち、次代の義弘につないだのである。ただし、大内氏の奉じた妙見神が道教系のものであることがわかるが、千葉氏とは異なり、図像を尊重しておらず、興隆寺に見られるように秘儀を重んずる傾向にあったと考えられる。

第３章、領国支配と寺社

１　交通と寺院

宿駅の整備

『李朝実録』世宗２０年（１４３８）６月９日条に、朝鮮の官僚の言によれば、日本国にもとは倉庫や站駅はなかったが、大内殿は、朝鮮の制度にならい、府庫を創設し、站駅を設けたので、千万の兵を発することができるようになったという。この発言どおりであれば、大内氏は何らかの府庫（文書や貨財器物等を入れる倉庫）と站駅（宿駅）の制度を持っていたということになる。

大内氏領国内の交通政策はこれまで十分に検討されたことはなく、山陽道や萩往還の調査が行われる際に、中世の状況があわせて触れられるにすぎなかった[51]。宿駅の整備は南北朝時代から確認できる。一例として長門国の河山新宿(甲山市＝山中市、宇部市)があげられる。永和４年(１３７８)、伊豆の浪人伊藤彦四郎が大内弘世の裁可を得て市目代として新宿を取り立て、永徳４年（１３８１)、大内義弘は河山新宿の境域を定めて市目代伊藤氏に知行せしめた[52]。

時宗と交通

時宗寺院は交通と密接に関わり、時宗の布教が主として街道筋の宿場町や市町あるいは港町など交通の要衝を拠点として行われたことが明らかにされている[53]。周防国では、玖珂郡の楊井、熊毛郡の上関、都濃郡の下松・富田・矢地、佐波郡の佐波令・三田尻、吉敷郡の山口・嘉河・陶、長門国では、美祢郡の嘉万、厚狭郡の山中・船木・厚狭、豊浦郡の長府・赤間関、大津郡の深川など、近世における主要な「市町」や港町に、時宗寺院と道場地名が分布しているとされる。以下に山口にあり大内氏領国内において多数の時宗寺院の本寺として勢力のあった善福寺の末寺がわかる史料があるので、これを掲げて分析する[54]。

一周防国

荷中朱雀
　長福寺　願主眼代(玉祐)　　田地参町漆段余
三田尻
　勝福寺　願主杉豊後守重連　　田地壱町七段大　畠八段余

賀河
福明寺　願主江口隼人入道慈源　田地壱町三段
矢地
欣浄寺　田地六段大
富田
勝栄寺　願主陶越前入道々栄(弘政)　田地弐町五段余
小周防
弘願寺　願主内藤遠江入道智陽(盛世)　田地四町漆段余
田布施
常光寺　願主行阿
麻合
西方寺　願主奈良修理亮頼重　田地壱町四段余
楊井
東善寺　田地五段
竈戸関
神護寺　願主宇野式部丞　田地四段余
鋳銭寺
西円寺　田畠有之　但田地弐町五段　畠八段

一長門国

加万
西光寺　願主河越安芸守長重　田地五町壱段
甲山
勝蓮寺　願主法舜　寄進大山畑

一豊前国

元永
光福寺　田地四町五段
願成寺　願主安東助阿　田地六町三段余

一安芸国

東西條寺町内
大福寺并深溝堂免

右注文如件

永享十一年三月三日

三田尻勝福寺について、その願主は杉豊後守重連である。重連は大内氏の重臣で、堺で大内義弘とともに敗死した人物である。勝福寺の創建は１４世紀末期で、このころ三田尻は杉氏の支配下にあったことがわかる。大内氏が杉氏に三田尻を支配させたことは、三田尻の重要性を語っていよう。勝福寺の創建年代から、三田尻は南北朝時代にその形成の画期があったと考えられる。府中（防府市）朱雀の長福寺は周防国目代である玉祐（東大寺僧）が願主であり、目代在位は永享元年以後であるが、国庁による商業把握が目指されたのであろうか。

安芸国を見ると、東西条に善福寺末寺があるが、尾道に鎌倉末期創建の有力な時衆寺院が多数あるにもかかわらず、ここに末寺が設定されているということは、大内氏の勢力圏との密接な関係が想定できる。大内氏はすでに南北朝期から安芸国に軍勢を駐留させており、東西条もその一部であったらしいが、安定的にここを安芸国の牙城としてゆくのは、

応永年間の末とされる。

富田勝栄寺

ここで特に注目したいのは、周防国の富田（都濃郡）にある勝栄寺である。これは陶氏の先祖弘政を願主として建てられたとされている[55]。陶弘政は１３４０年代に見える人物であり、また、他の時衆寺院も同様に１４世紀前半に存在し、一つの傾向として１４世紀前半に周防国で大内氏家臣を中心に時衆寺院が創建ないしは願主としてバックアップされた形のあり方に切り替わっていったということができる。

弘治３年（１５５７）、大内義長の残党が山口の障子ケ岳に挙兵し、周防国に呼応者が現れたので、毛利元就は、同年１１月１８日に隆元を伴って富田に進駐し、勝栄寺を本陣とし、１２月２３日までいた。また、永禄年中に、元就は九州への往復に勝栄寺に宿陣したことがわかる[56]。勝栄寺は山陽道に面しているわけではないが、至近距離に位置し、移動の際に立ち寄りやすい立地である。ここを宿営地に選ぶとすれば、当然、堀と土塁に囲まれた防備上の利点によると考えられる。

富田保は、政所に政所が置かれ、庄寺八幡宮（現在の山崎八幡宮）から南に伸びる道と山陽道とが座標軸となっていたと考えられる。山代への出口である須々万から陶氏の館があったとされる内陸部、そして富田津に続いており、富田保は広大な国衙領であった。

『兵庫北関入船納帳』には周防国内の港として富田と野上が見え、富田津は重要な港であった。富田は陶氏の本拠地、野上は陶氏の奉行人野上氏の所領と考えられ、いずれも陶氏の勢力範囲である。鎌倉期から在庁官人大内氏は国衙領であった富田保に地頭職を保有していたが、南北朝期以後、もとは吉敷郡陶を本貫とする陶氏が周防国東部の平定のため富田保に入部し、それ以来港湾の支配を重視してきたと考えられる。天文１９年（１５５０）に東福寺領得地保の年貢収納のため周防を訪問した梅霖守龍は、富田に立ち寄ってから山口へ向かっている。『海東諸国紀』には、「富田津代官源朝臣盛祥」の名が見える。また、ここから富田保の年貢が東大寺へ運搬されたし、『入明諸要例』には、弥増丸１４００石が見え、これは、入明用の船でもあった。それゆえ、山陽道よりもそれに平行に南側に古市がひらけ、その東端に勝栄寺が位置していたと考えられる。

陶氏の家政文書と考えられる反古紙を再利用したとされる大般若経の紙背文書から「拾石　富田道場遊行上人　九石　山口同朋衆三人　就御着、借堂為御御扶持御奉書在之、奉加米遣方之御奉書在之」とあり、時宗の遊行上人と山口の同朋衆が関連があることがわか

る[57]。

どうやら時宗寺院と市は密接な関係があるらしい。勝栄寺も富田古市との関係を持っていると考えられ、この古市は富田津との関係で栄えたのであろう。とすると、古市は、富田保の年貢の集積地であるとともに、ここで直接市場取引される場合も想定される。東大寺によって刻印された土地に新たに陶氏が後ろ盾となった寺院が栄えたということである。

勝栄寺がユニークなのは、現在もこの寺を囲繞する高い土塁があることである。直接この土塁が１４世紀以前に遡る証拠はないが、寺の創建に関連付けられたり、あるいはそれ以前の中世豪族屋敷の遺構として考えられたりする。「出城(すいき)山」という名は元就によって付けられたとされるが、陶氏の本城である若山城の出城として位置付けられていたとしたら興味深い。ここで注目すべきは、室町時代前半～中頃に比定される石室墓の遺構が発掘されたことである。境内の発掘[58]から、創建以来の主要な建物群は、現在の本堂とほぼ重複する場所にあったと想定され、室町期の境内は、墓地として利用されていたことが窺えるという。

２　長門国と神事

長門国在庁官人

長門国府の所在地について、現在の忌宮神社境内に比定されているものの、詳しいことは不明である。鎌倉末期の成立である「忌宮神社境内絵図」（忌宮神社蔵）には、国分寺や惣社といった国衙と密接な関係を持った寺社が描かれているものの、国府に関係する施設は見られない。鎌倉から南北朝期にかけて、長門国府では、守護、忌宮神社、国分寺など複数の諸勢力が個別に中央の政治権力と関係を取り結びつつ、それぞれの空間を支配していたとされる[59]。

国衙機構に関しては、鎌倉期には「雑府(府)所」（武久家文書）や「鍛冶大工所」（櫟木家文書）が見えており、留守所は１３７８年（永和４）以降存在が確認できない（「住吉神社文書」４７）。南北朝期には留守所と大内氏はそれぞれ同じ土地を充行っており、この頃は大内氏の長門国支配が始まったばかりで、同じ事件を共同で処理していたが、やがて留守所の機能は大内氏側に吸収されたと考えられる。武久氏（永冨氏）のように鎌倉期から一宮・二宮の神事に関わって来た在庁官人がいたり（「忌宮神社文書」④３）、天文２１年（１５５２）、「国衙在庁富成職」を持つ二宮の社官富成(とみなり)氏がいたりすることから（同①２８）、

大内氏のもとで、在庁官人は二宮社官に転身していったと考えられる。

建武政権下の建武２年（１３３５）、「府中」という呼び方が見える。康永２年（１３４３）５月１日付「長門国衙留守所裁許状写」（正閏史料）によれば、国衙に「館内」と呼ばれる区画があり、一般住人がいることがわかる。大内氏は、正平１４年（１３５９）、犬懸（犬追物か）のような公事を府中二宮領百姓に賦課するに至っており、この段階で府中を掌握していたことがわかる。また、大内氏は、文明１０年（１４７８）、祭礼の時、「上下商人并府中地下仁等」の売買にわずらいがあるので、「町面（まちおもて）」に寄宿の「軍勢甲乙人」はことごとく制止を加え、「押買狼藉」の輩は交名を差して言上するように命じている（「忌宮神社文書」⑤４０）。この文書が町場の初見であり、大内氏は「府中」の商業政策にも取り組んでいたことがわかる。

寺僧と地元民の交歓

すでに鎌倉末期において寺院と地元民との密接な関係をうかがうことができる。元寇以降、大和西大寺は、長門国分寺の再興に乗り出した。西大寺長老の信空は、彼の門弟である寂遍（じゃくへん）を現地に派遣して再興にあたらせ、延慶３年（１３１０）の「信空書状」（「長門国分寺文書」４）[60]によれば、長門国分寺の再興のため、寂遍の申状を伏見院に上申し、現地の問題を解決するため援助を請うた。延慶３年（１３１０）９月１３日付「寂遍申状」（同１２）によれば、長門国分寺僧たちは、往古の寺領を白馬田・踏歌（とうか）田と呼び、その年貢でもって毎年正月７日、同１４日に村人と酒肉・魚類を用意して宴会を催した。寂遍は、仏物（年貢）をもって非法（宴会）を行うことは、清浄な寺院を汚すのみならず、三宝の財を盗む行為であると非難し、このような宴会を停止し、再び戒律結界の清浄な場に戻すべきことを訴えた。白馬（「あおうま」と読む）・踏歌とは、新年を祝う行事の一種で、長門一宮・二宮でも行われている。それでも、これらの行事は存続したらしく、元弘４年（１３３４）の「長門国分寺領田数付立帳」（同２８）によれば、５反の白馬田、白馬田屋敷一所というように、経費を負担する所領が設定されていた。

延慶４年（１３１１）以降、寂遍は、３つの主張を掲げ、伏見院及び後伏見院の支援を得ようとした。第１は、増円が偽りの文書による訴訟を行ったという「謀書科」（同１５）、第２は、寺僧が村人と行った酒宴は、境内の清浄を侵す罪業であること（同１６）、第３は、増円が、富成（とみなり）地頭伊予房や守護被官大進坊といった地元武士を引き込んで狼藉をはたらいたこと（同１９）である。このほかにも増円一派には、年未詳２月２８日付「□院宣

添状」（同７）に、「当国府住人覚妙」という、国府地域に居住し国分寺の地元で勢力を持つ人物が見える。このように、寂遍が乗り込む以前に国分寺僧として勢力があった増円一派は、長門国内の地頭、守護被官、地元の有力者と結び付いていた。

西大寺＝寂遍側は、長門国分寺がなぜ清浄な場でなければならないかという理由として、修正会を行う場であるからとする。修正会とは、中世の諸国国分寺で重視された法会で、正月を清浄に迎えることで、来る春の豊穣を祈る行事であり、国司と在地の双方にとって重要な年中行事であった。白馬・踏歌も同様に重要な新年の行事であった。一連の新年の行事は、国分寺僧と地元民との交歓としての意義があったと考えられ、寂遍側の批難は西大寺の論理からする一方的なものではないだろうか。

一体となった一宮・二宮

一宮には、大宮司賀田貞国が年間神事のリストを注進した文明１３年（１４８１）６月付「一宮御神事年中記録注進案写」（「住吉神社文書」１６０）（以下、「一宮注進」と略称）がある。また、貞国は同年６月付「一宮年中神事入目註進案写」（同１６１）を作成し、神事ごとにその入目（費用）となる分米の額を注進している。二宮には、大宮司蔵忠国が注進した同年６月付「大内政弘御神事証判状」（「忌宮神社文書」⑤４２）（以下、「二宮証判」と略称）があり、「一宮年中神事入目註進案写」と同じ形式であることから、この３点の史料は、一宮・二宮が大内氏が一宮・二宮の年間神事の執行を把握するため、同時期に提出させた一連の報告書であると考えられる。以下に「一宮注進」及び「二宮証判」をもとに、室町期における両社の年間神事の特徴について考察したい。

春（正月から３月）の神事について。

一宮・二宮両社において、正月７日夜に白馬節会があり、一宮では同月１４日夜、二宮では１３日夜に踏歌節会があり、どちらも朝廷の行事が地方神社に伝播したものであり、年頭に邪気を祓う意味を持つと考えられる。踏歌は、二宮では在庁官人のうち大夫介・権介が務めた。正月１６日には両社において歩射祭が行われ、その翌１７日に守宮司で行われる国歩射に続く。

正月は両社において仏教的行事が続く。一宮では正月３日から１４日までは修正会であり、二宮では正月８日に行われる。一宮では神宮寺と若宮において頻繁に神への法楽が行われ、正月１１日から１３日まで大般若経の祈祷が行われ、また、年間を通じて講会が行われる。二宮にも神宮寺があり、正月１８日には般若心経を読む心経会が行われる。一宮

では正月１８日に長福寺僧によって御祈祷懺法が行われ、二月中には、一宮供僧によって彼岸御供が、修禅寺僧によって如法経が奉納される。長福寺（のちの功山寺、臨済宗）と修禅寺（真言宗）はともに長門府中（長府）にあるが、一宮とも関係していたことがわかる。一宮社官は、二宮社官とともに、３月３日夜に府中惣社で行われる諸神会に出仕する。これは９月９日にも国分寺で行われる。

夏（４月から６月）の神事について。

二宮で４月中卯の日に御鎮斎前７日の神事があり、同日夜は両社で神楽があり、在庁官人も出仕する。４月には、両社で和布刈神事が行われる。５月５日、両社ともにこの日諸国に見られる勇壮な神事である競馬と流鏑馬が行われる。一宮では６月２８日に御祓河神事があり、社官ことごとく参加しなければならない重要なものであるが、撫物（身体の穢れを移す人形）を河に流して祓えを行っていたのであろう。同月晦日の夏越祭礼まで一連の夏季の祓えが続けられる。二宮でも。６月１３日に祇園御祓、同月２８日から晦日にかけて夏越祭礼というように、一連の夏季の祓えが続けられる。

秋（７月から９月）の神事について。

一宮では７月７日に織女祭という名前でいわゆる七夕を行っている。８月１５日は放生会であり、社官がことごとく参加する重要なもので、両社の神輿が宇都宮へ御幸する。放生会は、石清水八幡宮では国家的行事として行われ、諸国の寺社にも伝播した。一宮ではそれに先行して執行担当者である行事役の神事が同月９日から始められ、放生会までの間、同じく執行担当者である正分役人が社参したり、田楽舞や獅子舞が催される。二宮では同月１日から放生会鎮斎が始まり、１３日には一宮と同様に獅子舞がある。費用のかかる大祭であったので、二宮では１６２４年（寛永２）以来絶えてしまったが、それ以前では、神輿が御幸する際には二宮前後左右に市をなし、諸国から群集して交易するほどにぎわった祭礼であり、この御幸を「市渡り」と言ったという（『防長寺社由来』７長府二宮）。

一宮社官は、吉母社官とともに、９月２５日に吉母若宮殿放生会を行ない、同月２８日に末社吉永庄の神事を行っている。また、１月１８日には、安成村末社若宮殿神事がある。これらは末社との本末関係を維持し、かつ社領内に設けられた末社を介して庄や村といった社領の支配を確認する意義を持つものと考えられる。

冬（１０月から２月）の神事について。

１１月２４日には、二宮の沖に浮かぶ奥津・平津両島の祭がある。一宮においては１２月１日から御斎会鎮祭が始まり、８日に社官はことごとく参籠し、二宮では同月１日から

御斎鎮斎が始まり、同月７日から１６日まで社官が社参する。１２日の守宮司における御衣絹請取りには両社の惣命婦、命婦、御子（巫女）といった女性の社官が出仕し、１４日夜に御衣運送の雑使が到来し、１５日に御衣改替神事があり、１６日夜に守宮司に両社の大宮司が悦を行う。

現在の一宮の和布刈祭は、旧暦元旦未明に壇の浦でワカメを刈り、神前に供えるが、室町期も同じであり、大晦日に社殿の内部で煤払いを行ったあと、同日夜半に和布刈神事が行われた。ただし、室町期には４月吉日にも赤間関竹崎浦において和布刈があり、瀬祭とも呼ばれていた。

長州八社五堂

守護大内氏のもとでも在庁官人が一宮・二宮両社の年間神事にしばしば関与した。正月１日、在庁官人は一宮に御供を課されている。二宮においては朔幣と呼ばれ、２月以降も毎月在庁官人が出仕する。出仕する在庁官人には、大夫介・権介、倍従、両庁守、公人、国雑色、侍、御厩という階級がある。正月７日夜の白馬節会に出仕し、同月の踏歌節会は大夫介・権介が務めた。

文明１３年（１４８１）４月付「長州八社五堂御神事国衙衆出仕注文」（「忌宮神社文書」⑤４１）（以下、「国衙衆注文」と略称する）は、神事行事武久図書尉季栄が「二宮殿」（二宮大宮司のこと）に提出したものであるが、先掲の一宮・二宮と同様、文明３年に大内氏が広く年間神事を把握するために一連の資料を集めていたことが推測できる。その冒頭に在庁官人（国衙衆）が「長州八社五堂」において祈祷に出仕すべき年中神事の次第である旨が記されている。以下、「国衙衆注文」をもとに在庁官人の関与する神事の特徴について分析したい。

在庁官人は、２月以降の毎月１日、それから４月初卯及び中卯、１１月初卯及び中卯に「八社」に出仕することになっている。しかし、「八社五堂」がどのような神社・寺院を指すのかは不明確である。まず、正月１日に出仕すべき神社としてあげられている、一宮、二宮、天神宮、八幡宮、春日、厳嶋、乳母屋、社屋（杜屋のこと）、総社（惣社のこと）の９か社がこれに該当し、次に、同月７日に白馬節会が行われる守宮神（守宮司ともいう）、９月９日に諸神会が行われる国分寺が該当するであろう。

正月７日の白馬節会は、単に一宮・二宮両社のみではなく、天神宮・守宮神にも馬が引かれ、その負担が国分寺に課せられていたが、「近年懈怠」であるという。この馬は７疋で、

７番に編成され、１番が国衙目代、２番が守護代であり、大内氏権力が関係している。３番は神事行事で地元有力者の武久氏が用意することになっている。在庁官人は、４月４日、７月４日、８月４日というように、夏・秋の風祭神事に出仕する。この神事は風鎮祭とも呼ばれ、諸国で暴風を鎮めるために行われた行事とされる。

これら「国衙衆注文」に見える寺社のうち、一宮、二宮、天神宮、八幡宮、春日、厳嶋、総社、守宮神、そして国分寺は、府中（長府）とその近辺にある神社であり、乳母屋（吉見にある）、杜屋（黒井にある）はそこから遠い位置にある。室町期の在庁官人は、もはや長門国全体の神事に関わるのではなく、府中とその近辺の神事が主体となっている。

以上のように、室町期の長門国の在庁官人は、一宮・二宮の社官と協同しながら、朝廷行事に由来する白馬節会や踏歌節会、国家的神事にならった放生会など本来は国衙が主導した神事に関与し、府中に聖俗の複雑な伝統を残存させることによって一定の地位を保っていたと考えることができる。「八社五堂」とは、府中とその近辺を中心とする彼らの活動範囲を反映した祭祀の範囲であったと考えられる。

最後に、府中において在庁官人と一宮・二宮社官が協同する祭祀施設として惣社と守宮神に注目したい。惣社とは、本来諸国において、国司が参拝する便をはかるため、国内の神を１か所に集めたもので、一宮・二宮とともに国衙と密接な関係を持った神社である。惣社では２月４日に祈年祭が行われるが、これも本来朝廷で仲春に行われた五穀豊穣を祈る祭祀とされる。３月３日には諸神会が行われ、本来は長門国内の神をあまねく祀ったものと考えられる。一方、守宮神では、正月に白馬節会、踏歌節会、国歩射が行われ、１２月には御斎神事の場となっており、在庁官人が一年の始まりと終わりの神事を行う重要な役割を持っていた。

守宮神（守宮司、守工神とも呼ばれる）はもと朝廷において官庁を守護する神とされるが、地方においては国衙を守護する役割を果たし、室町期においても在庁官人の結集する場として機能したものと推測できる。

３　都市の住人と寺社

武久氏の地位

大内盛見期の当主である内藤智得（盛貞）から代々長門守護代を務めた内藤氏のもとで、旧在庁官人である武久氏は、長門府中（長府）の代表者であった。たとえば、武久氏は、

「国衙社官中」（一宮・二宮社官）に「一・二宮御番并御掃除」を命じ（「武久家文書」６７）[61]、もとは在庁官人の下部（しもべ）で、この当時は一宮・二宮に仕える国衙（長府）の住人を指すと考えられる「国衙下官」に番などを命じ、かつ一宮・二宮に諸法度を遵守させる役割を果たしていた（同７３）。このように、当時の長府では、在庁官人の由緒を持つような住人が一宮・二宮社官と一体となっていたので、毛利氏は、中世以来の国衙の機能と神事が混然となった長府の町と一宮・二宮を支配するため、その媒介者として、伝統的な権威を持つ武久氏に期待していた。たとえば、内藤隆春は、武久季能の屋敷を接収した後、代わりの屋敷を府中内のどこに希望しても保証すると言い（同７１）、また、季能に対し、賊船の襲来に備え、府内を警固するよう命じている（同５７）。しかし、隆春は、武久氏に対し、単独で命令を下すことができたのではなく、たとえば、「長州一・二両社御斎御神事」（現在のおいみ祭り）の執行を難渋する者があれば注進するよう、武久季能に命じる時も、市川経好と連名で行っている（同７０）。内藤隆春は、聖俗の複雑な伝統が残存する長府にあって、武久氏など地元有力住人を率い、町政や神事に支障がないようにする役割を担ったということができる。

町住人の成長

天正９年（１５８１）７月３日付「二宮御神事御能法度」（「忌宮神社文書」⑤６５）によれば、長府南町中に対して、勝間田春景から５か条にわたる法度が出されており、毛利氏は、喧嘩を禁止し、町同士のもめごとや不満を地元で堪忍させる一方、祭礼の内容を指導しつつ、さらにさらに華美にするようにもはからっている。実際、慶長３年（１５９８）７月２０日付「長府北ノ町衆連署書状」（同⑤８６）によれば、北ノ町山車が、社内上下出入りについて、南町・亀甲町・惣社町ともめて御神事能が延期されることがあった。

これに対し、同年７月１０日付「二宮御神事御能法度」（同⑤７４）に見えるように、長府４か町（北町、南町、亀甲町、惣社町）は、１１か条にわたる「７月御神事御能法度条々事」を衆評をもって定めて自らに課し、毛利氏側でも認められるよう要請している。

以上のように、毛利氏支配下になったあと、毎年７月に長府の町民が主体となった二宮の祭礼が行われたことがわかり、戦国末期において、山車の巡行を競いあうなど長府４か町の共同体が明確になっている。そして、毛利氏権力は、大内氏治下の小守護代であった勝間田氏をうまく起用し、町の共同体の自治的な実力を活用しながら、長府の都市支配を行っていたことがわかる。

商人・職人と祭礼

天正２０年（１５９２）に、毛利氏が、奈良井１岐守に対し、「長門国紺屋座司職」を安堵し、営業に関する法度の違反者を処罰するよう命じた文書から、毛利氏が大内氏時代以来の有力商人・職人を業種別の司職に任じて、一般商人・職人の統制にあたらせたことが明らかにされた[62]。

「長門国一二両社祭式定」[63]は、天正２年（１５７４）８月１４日付で、律成寺春景・重枝惣兵衛・桜井采女佐が連署して定めたもので、大きく２つの部分に分けられ、中世末期における町の住人の共同体と祭礼の関係がわかる興味深い記録である。

第１は、「天正年中　長門国一二両社祭礼之事」という表題が付いた部分である。８月１日より御神事が始まり、同１３日に１５日の祭礼が引き上げられ、放生会などの名があがっている。しかし、記載の大半は、８月１４日における一宮・二宮の神輿の行列に関する詳細な記録である。この中で、祭礼を担う国府（長府）内の町として、北町、中ノ町、土居ノ内町、南ノ町、中浜町、別所町、亀ノ甲町、惣社町という８か町が見える。戦国末期にこれらの町の共同体が成長していたことがわかる。この記録の中で、「車引違へ」という記述があり、山車についての規定と考えられるが、「一番　北町」（中ノ町・土居ノ内町が添えられる）、「二番　南ノ町」、「三番　中浜町」（別所町・亀ノ甲町が添えられる）、「四四番　惣社町」という記載になっている。このように山車を自力で設けることができる町と添えられている町が見られるのは、町ごとに経済力の優劣があるからなのだろうか。また、中世においては一宮・二宮ともに８月１５日に放生会が行われ、社官が悉く出仕するような重要な祭礼であったが、この頃になると、その価値が低くなったようであり、１３日に繰り上げられ、町の住人による神輿の行列が行われる１４日の前日に変更されている。このことからも中世に比べて町の住人の共同体の地位が高くなったことが推測できる。

第２は、「長府市場之事　国府市トモ云」という表題が付いた部分であり、豊田武氏は、これと同じ記載のある史料をもとに、この規模の小さいものが、中世末期にここで行われていたと推定した[64]。天正２年８月に定め仰せ付けられ、市について運上銀をその時に至り相応に差し上げるという注記がある。この部分には、各町に商売ごとの「座」があり、座の統括者である「司職」の姓名及び構成員である「座衆」の人数が記されている。以下に該当部分を掲げる。

一番　金屋町座　　北町

一切金物類商売

外ニ牛馬売買

司職　伊藤右馬之丞　座主(衆)七拾人

二番　紺屋座　　南ノ町

一切染物衣類商売

司職　桑井壱岐守[65]　座主五拾八人

三番　細物座　　中浜町

一切呉服類商売

司職　天野三郎左衛門　座主六拾五人

四番　会(合)物座　　土居ノ内町 中ノ町

一切魚類商売

司職　長阿弥五郎左衛門　座主六拾人

五番　荒物座　　惣社町

一切苧莚類商売

司職　弓削田市右衛門　座主六拾三人

赤間関の地下人

朝鮮国の日本回礼使が赤間関に停泊した際の記述（『老松堂日本行録』）の中で、応永２７年（１４２０）に使節が訪問した寺院に、阿弥陀寺、全念寺（専念寺と考えられる）、永福寺が見え、連歌師の宗祇(そうぎ)は、文明１２年（１４８０）、「赤間関」のうちで阿弥陀寺や専念寺と考えられる寺院に参詣している（「筑紫道記」『群書類従』１８）。これらの事例から、「赤間関」の都市的な場（町場）[66]は、寺社の分布としては阿弥陀寺、亀山八幡宮、専念寺、永福寺が含まれ、阿弥陀寺のある現在の阿弥陀寺町あたりから永福寺のある観音崎町あたりの範囲[67]となっていたと考えられる。そして、その内部は、文明１９年（１４８７）の法令（『大内氏掟書』）に、地下人の居住単位として「関の町」と「阿弥陀寺」という地下人の居住単位が見えるように、都市的な場が大きく２つに分かれていたようである。

永禄４年（１５６１）と推定される７月１５日付で、元就は、大友氏の豊前進攻に備え、堀立直正を派遣することにしたが、書状の中で、直正の派遣が「少も遅々候てハ以外不可然候／＼」と述べており（堀立家証文写３２）[68]、直正の力量に多大な期待を寄せている。

また、同年と推定される１１月１９日付で、直正は、隆元と元就から、豊前松山城の守備のため下向する隆元と小早川隆景に対する補佐を、「頼入候」とねんごろに要請されている（同３４）。この２通を見る限りでは、元就にとって直正は、毛利氏家臣団の中で誰も取って代わる者がいないような存在であることがわかる[69]。毛利氏が赤間関支配を開始した段階で、直正が特に有力であったというよりも、このような存在自体が毛利氏に必要とされるようになったということではないだろうか。

一方、問丸役の佐甲氏は、赤間関の神事を執行し、自ら武力を持ち海賊船を撃退している。時期は下るが、長府においてもこれと同様、武久氏が、中世以来の国衙の機能と神事が混然となった長府の町をまとめ、賊船の襲来に備えていた。大内・毛利両時代を通じて、赤間関では佐甲氏、長府では武久氏、というように、それぞれの地域で地下人の指導者が強固に根を張っていたことがわかる。

すでに大内氏段階で、赤間関の支配は、地下人の共同体の自治に依拠し、室町期には、「阿弥陀寺」と呼ばれる区域と、「関の町」と呼ばれる区域の区別が見られる。延徳４年（１４９２）５月２日の法令（『大内氏掟書』）には、浦役銭を赤間関「地下中」に割り振ったところ、「寺僕」（寺の家来）であると言って出銭を免れようとする者が見えることから、あるいは地下人たちは、それぞれ赤間関に所在する有力寺社に奉仕することを名目として寺社に結集していたのではないか。そして、これら寺社の門前の海岸ごとに、そのような地下人が管理する船着場が点在していたのかもしれない。

補説　残像 - 近世の文芸に描かれた大内氏 -

江戸初期の文学では、いわゆる「仮名草子」の代表作である浅井了意の『伽婢子』および『狗張子』に大内氏が話題として取り上げられている。大内当主の中では義隆のみが登場し、公家と交わって堕落し、最後に家臣である陶晴賢に滅ぼされた話がベースとなって不思議な物語が展開されている。

浄瑠璃の「苅萱桑門筑紫轟」[70]は、説経の「かるかや」や古浄瑠璃をもとに成立したもので、享保２０年（１７３５）に浄瑠璃として初演され、その後歌舞伎になって定着した。苅萱とその子石童丸の物語に、九州に威を誇る大内之介義弘がからむ。

黄表紙の「防州氷上妙見宮利益助剣」[71]は、十返舎一九の作で、文化２年（１８０５）の刊行である。琳聖太子伝説および守護神妙見の縁起として展開するストーリーで、かなり詳しい大内氏に関する知識と興味に基づいている。

浄瑠璃類で「朝顔日記」、歌舞伎で「生写朝顔話」[72]は、最初は読本として文化８年（１８１１）に刊行され、今に至るまで歌舞伎と人形浄瑠璃の上演回数がおびただしい作品であるが、原作は大内氏のお家騒動を扱っていた。

合巻の「月都大内鏡」[73]は曲亭馬琴の作で、文化１２年（１８１５）刊行で、大内義隆に謀叛する陶晴賢を大江太郎音成（毛利元就）が討つ勧善懲悪ものであるが、一方、文政１２（１８２９）刊行の「大内多々羅軍記」[74]の場合は、陶晴賢を悪人として描いておらず、義隆の滅亡を歴史の必然とする。周防国の若山、富田といった陶氏の本拠にもついてくわしい。

読本の「十杉伝」[75]は初編が文政１３年（１８３０）の刊行である。関東管領足利氏満は猿楽に熱中し、舞台を作るために陸奥信夫郡の老杉を伐ろうとする。老杉の霊が、京都管領大内義弘の夢に現れ、危機を訴えたので、義弘は氏満を説得して老杉を伐ることを止めさせる。その後義弘は応永の乱で戦死するが、応仁の乱に大内政弘が山名宗全に味方して戦うに及んで、老杉の霊が大内家を助ける。老杉の因縁につながれて義兄弟の盟を結んだ大内家１０人の勇士である「十本杉」が大内家の興隆の力を尽すという構想であり、曲亭馬琴の『南総里見八犬伝』に対抗すべく企画されたものである。文中では十本杉を尼子の九牛士、里見の家に八犬士と並ぶ英雄豪傑であるとする。城を描いた山口の図が冒頭にあり、大内先祖の百済国起源も知っている。義弘について、朝鮮・明との交渉により珍宝が充満している様を神宮皇后に比している。また、「山口本」や「大内本」という大内氏の

蔵書が優れていたという記述が注目される。文学作品としては成功していないようであるが、大内氏の歴史について詳しく、また好意的であり、義弘を反逆者として悪いイメージにしていない点が注目される。

合巻の「比奈乃都大内譚」[76]は、初編は安政６年（１８５９）の刊行で幕末の作品である。大内義興と義隆の２代にわたる物語で、若年から陰徳を積み、将軍のため大功をたて管領職に出世する義興と、美少年であった陶晴賢を愛童としながら謀叛によって滅亡する義隆を対比して描く。亀若丸（義興）は、大内朝弘（政弘のつもりであると考えられる）の嫡子であるが、室積の遊女である花岡になじみを重ね、遊興費を浪費したため、父によって山口を追放された。しかし、実は、亀若は、朝弘が仁義に疎かったので、貧しい者に金銀をこっそりと恵んでいたのである。亀若が貧しい家を探して歩いていたところ、子孫に告げる子細があって、緋縅の鎧を着て兜を携えた大内義弘入道の霊魂が仮に姿を現した。義弘は、「三種の神器を譲らせる計略をした自分は朝敵にあたり、神々に憎まれ、死後あまたの年を経るとはいっても、冥土の苦しみはやむ時がない。南朝に味方をして滅んだ者の子孫を助け、家名を興すのだ。そうすれば我が罪も薄らぎ、大内の家も栄えるだろう。」と言って去った。

作者は、大内義弘を、武家なのに朝廷を羨みまねび、鄙に都の姿を写し、天皇を欺き、北朝と和睦を取り結ばせた功に心驕ったと言って批判する。義興の幼名が史実では亀童丸であることを知っているが、話の中では亀若丸と作り変えている。大内氏が琳聖太子の子孫とする伝承を知っており、大内氏の本拠が大内から山口に移ったことも知っている。

大内氏は江戸時代以前に滅亡した大名であるから、安房の里見氏と同様、物語の登場人物としては差障りがないとされたと考えられるが、それ以上に、①地方の武人でありながら高官位にのぼり、②公家と交わって堕落し、③家老（陶晴賢）の反逆にあい、④琳聖太子及び妙見によるユニークな祖先伝説、⑤朝鮮・明との交渉を行った、という大内氏ならではの他の大名にはない個性に惹かれることによって、多くの作家に取り上げられたものと考えられる。

おわりに

以上、第１章においては、大内氏が一族を統制するにあたりどのような問題を抱えていたかを明らかにするため、在庁官人であった時期から室町幕府体制に同化する義弘の時期の大内氏の動向を明らかにした。第２章においては、整備されたかたちの祖先伝説にとらわれず、日本における妙見信仰の展開の中に大内氏の妙見信仰を位置付けた。第３章においては、領国支配に果たす寺社の機能について考察し、領国内流通との関係、神社祭礼の実態と意義、都市の住人と寺社の関係を明らかにした。また、補説において、近世社会の中で大内氏のユニークなあり方は文芸の中で人々を惹きつけ、その残像が記されていることを明らかにした。

よって、今回の個人研究によって、達成された点及び今後も継続して展開すべき点は以下のとおりである。

①特異であるというだけで精密な考証がなされなかった大内氏の妙見信仰と東アジア諸国の民間信仰との関係を、広く日本における妙見信仰の展開の中に位置付けたこと。

②従来大内氏と禅宗との親密さが注目されていたがそれにとどまらず、広く、当該時期の社会の中で宗教をどのように機能させていたかを明らかにすることができたこと。ただし、平成１８年度において大内氏と禅宗の関係について多様な視点から考察したのではあるが、現段階では断片的な発見にとどまり、まとまった歴史像を打ち出すには至らなかった。今後、妙見信仰の形成や領国支配の関係の中で禅宗の機能を明らかにしてゆきたい。

③従来大内氏領国内でほとんど一向一揆が起こっていないことが注目されていなかったので、大内氏領国の状況から一向一揆を新たにとらえ直すことを目指した。しかし、一向一揆の起こった地域と大内氏領国との比較にはまだ時間がかかるので、今後の課題として残った。それよりも、一向一揆の前提となる北陸地域の顕密寺社の機能について目を転じ、平瀬直樹「中世北陸における顕密寺社と地域社会 - 安元事件と延暦寺 - 」(『北陸宗教文化』20 号、北陸宗教文化学会、２００８年）において、『平家物語』諸本の記述を分析することによって、院政期に北陸が発端となりながら源平内乱に結びついた興味深い事件に関する新たな側面をいくつか明らかにすることができた。

足利氏が京都において公武の権力を独占したのと同時代に、西日本にある大内氏の支配領域に東アジア諸国への「風穴」が開いており、そのことは大内氏の祖先伝説の形成に端的に見ることができる。そして、中世後期（室町・戦国）の日本社会は、中央への求心力

と地方の割拠とが組み合わされていた。あわせて大内氏は、都市、寺社などの自治的な共同体、まさに中世的な権力と調和を保つことによって、中世的な社会の枠組みを維持する存在であったと考えられる。

<注>

史料として用いた文書で、刊行された史料集に収録されているもののうち、下記のものについては、書名を略して表示する。

『山口県史』史料編・中世１～３　→『県』中世１～３

『防府市史』史料Ⅰ　→『防』史料Ⅰ

『下関市史』資料編Ⅰ～Ⅵ　→『下』資料Ⅰ～Ⅵ

『萩藩閥閲録』（山口県文書館編修・発行）第１巻～４巻　→『閥』１～４

なお、「住吉神社文書」は『長門国一ノ宮住吉神社史料』上巻（長門国一ノ宮住吉神社発行、１９７５年）所収。「忌宮神社文書」は『長門国二ノ宮忌宮神社文書』（三坂圭治監修、田村哲夫編集、忌宮神社発行、１９７７年）所収。

---

1 年月日未詳「大内介知行所領注文」（「東大寺文書」、『防』史料Ⅰ所収）。

2 徳治２年（１３０７）４月７日付「平子重有和与状」（「三浦家文書」、『防』史料Ⅰ所収）。

3 『吾妻鏡』建長２（１２５０）年３月１日条に引用された同年３月付「閑院内裏造営雑事目録」より。

4 建治元（１２７５）年５月付「六条八幡宮造営注文」（田中穣氏旧蔵典籍古文書）。

5 （暦応４年）閏４月５日付「大内妙厳弘幸書状」（「興隆寺文書」、『県』中世３所収）。

6 以下、周防国守護の補任については、佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』（東京大学出版会、１９８４年）を参照した。

7 『閥』３・９９之２。

8 以下、足利直冬に関しては、瀬野精一郎『足利直冬』（吉川弘文館、２００５年）を参照した。

9 貞和７年６月２０日付「内藤徳益丸代審覚鎮西持参文書目録写」（『閥』３・９９之２）。

10 文和２年１１月１８日「大内貞弘注進状写」（『閥』３・９９之２）。

11 観応３年「仁平寺本堂供養日記」（「興隆寺文書」、『県』中世３所収）。

12 注７史料に同じ。

13 応安７年８月１０日付「氷上山妙見上宮上棟神馬寄進注文」（「興隆寺文書」、『県』中世３所収）。

14 応永１１年（１４０４）「氷上山興隆寺本堂供養日記」（「興隆寺文書」、『県』中世３所収）。

15 「鹿苑院殿厳島詣記」(『群書類従』18)。

16 桜井英治『室町人の精神』（講談社、２００１年）。

17 大内氏と海賊の関係については、平瀬直樹「守護大名大内氏と海辺の武装勢力 - 海賊・警固衆・倭寇」(『山口県地方史研究』７１、１９９４年）参照。

18 大日本古文書家わけ第一『高野山文書』。

19 「粉川寺御池坊文書」(『和歌山県史』中世史料一)。

20 「歓喜寺文書」(『和歌山県史』中世史料二)。

21 「禅林寺文書」(『和歌山県史』中世史料二)。

22 吉田豊「堺のまちの歴史像 - 名著堺市史から七五年 - 」(『堺市博物館報』２３、２００４年)。

23 吉田豊注２２論文。

24 『尊経閣文庫蔵　堺記』(和泉書院、１９９０年)

25 東京大学史料編纂所所蔵 2057/123/3-2

26 須田牧子「室町期における大内氏の対朝鮮関係と先祖観の形成」(『歴史学研究』７６１、２００２年)。

27 このあとに義弘から政弘への略系図が続き、義弘の次が「持弘」（持世のことか）になっており、大和宇多郡地頭となっている。

28 申叔舟著・田中健夫訳注『海東諸国紀』（岩波書店、１９９１年）参照。

29 小峯和明『野馬台詩の謎』（岩波書店、２００３年）には、聖徳太子伝に関連して、達磨と聖徳太子と臨照が協力して大乗仏教を広める説話が紹介されている。小峯氏は、臨照が百済から不動や毘沙門を伝えたと述べているが、同氏が紹介している説話の本文を見ると、臨照が救うことを聖徳太子に約束し、これによって、「大内」が百済国から不動・毘沙門を伝えたとある。同氏は、この説話は、禅宗の色彩が濃いとしており、このことから、禅宗が広める聖徳太子説話に大内氏の祖先伝説が挿入されている事例があることがわかる。

30 ここでは『防長寺社由来』３（山口県文書館発行）興隆寺に収載された縁起を掲げる。同内容のものには、須田氏が注２６論文で掲げた『大内氏実録土代』に所収されている「文明十八年十月二十七日大内氏家譜写」や「大内多々良氏譜牒」(『新訂増補史籍集覧』９）がある。

[31] 山口県文書館所蔵県庁伝来旧藩記録に含まれる。

[32] 妙見の図像及び信仰全般については林温『妙見菩薩と星曼陀羅』（日本の美術３７７、至文堂、１９９７年）が詳しい。

[33] 繁田信一『平安貴族と陰陽師』（吉川弘文館、２００５年）。

[34] 坂出祥伸「呪符と道教―鎮宅霊符の信仰と妙見信仰」（『「気」と養生―道教の養生術と呪術―』人文書院、１９９３年）。

[35] 吉岡義豊「妙見信仰と道教の真武神 - 附天正写本『霊符之秘伝』 - 」（『吉岡義豊著作集』２、五月書房、１９８９年）。

[36] 福田豊彦『源平闘諍録』上・下（講談社、１９９９年・２０００年）が公刊されている。

[37] 野口実「千葉氏の嫡宗権と妙見信仰 - 『源平闘諍録』成立の前提 - 」（『千葉県史研究』６、１９９８年、のち野口実編『千葉氏の研究』名著出版、２０００年に再録）。

[38] 津田徹英「中世千葉氏による道教の真武神図像の受容と『源平闘諍録』の妙見説話」（野口実編『千葉氏の研究』名著出版、２０００年、初出『解釈と鑑賞』至文堂、１９９８年）。

[39] 道教の代表的な聖地で世界遺産の武当山（中国湖北省）については、間野潛龍「明代の道教と宦官」『明代文化史研究』（東洋史研究叢刊３１、同朋社、１９７９年）に詳しい。

[40] 二階堂善弘「玄天上帝信仰と武当道」（野口鐵郎編『道教の神々と経典』講座道教１、雄山閣出版、１９９９年）。

[41] 丸井敬司『千葉妙見寺より発行された二つの御影（妙見像）について～像容から見る千葉氏の妙見信仰と武士団の再編～」（『千葉市立郷土博物館研究紀要』１２号、２００６年）。この論文は、日本における妙見信仰の展開全般についても詳しく論じている。なお、大内政弘の嫡子は義興であるが、その弟に氏寺である興隆寺の別当として尊光を名乗った人物（のち還俗して隆弘と名乗り、その子が毛利氏に対して反乱を起こした輝弘である）がおり、興味深い。

[42] 杉谷昭ほか『佐賀県の歴史』（山川出版社、１９９８年）。

[43] 太田順三「大内氏の氷上山二月会神事と徳政」（渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』、１９８１年）。

[44] 平瀬直樹「大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会」（佐野賢治編『星の信仰　妙見・虚空蔵』、北辰堂、１９９４年、初出１９９０年）。

[45] 明徳３年（１３９２）正月２９日「大内義弘書状」（「興隆寺文書」、『県』中世３所収）。

46 『防』史料Ⅰ所収。

47 応永２３年８月２８日付「長門守護代安富永選・内藤智得連署奉書案」(「三浦家文書」、『防』史料Ⅰ所収)。

48 『県』中世１所収。この記録については、森茂暁「周防大内氏の渡来伝承について」(『政治経済史学』３６３、１９９６年) が詳しく分析している。

49 金谷匡人氏はこの禁制の存在に気付き、これをもとに大内氏の奉ずる妙見が亀を踏まえた姿であることを論じた (金谷匡人「大内氏における妙見信仰の断片」『山口県文書館研究紀要』１９、１９９２年)。ただし、金谷氏が参照したのが近世の妙見図像であり、このような姿の図像が中世に遡るかどうかということ、道教的な図像との関係については触れていない。

50 平瀬直樹「興隆寺の天台密教と氏神＝妙見の変質」(『山口県史研究』２、１９９４年)。

51 歴史の道調査報告書『山陽道』(山口県教育委員会、１９８３年)「二、中世の山陽道」(国守進執筆)。

52 永和４年・永徳４年両通とも「山中村百姓新五郎所持之御判物写」に含まれる (『防長風土注進案』１５舟木宰判、山口県文書館編修・発行、第２５木田村・瓜生野村・車地村・山中村之２)。

53 前田博司「『道場』地名と時宗寺院の盛衰」(『山口県地方史研究』６１、１９８９年)。

54 永享１１年３月３日付「善福寺末寺注文」(『閥』４「防長寺社証文」善福寺)。

55 『防長寺社由来』２ (山口県文書館発行) 勝栄寺。

56 『閥』４「防長寺社証文」建咲院の由緒書。

57 国守進「松郷八幡宮天文十二年大般若経紙背断簡文書 (一)」(「山口女子大学文学部紀要」３、１９９４年)。

58 新南陽市埋蔵文化財調査報告第１集『勝栄寺』(新南陽市教育委員会、１９８３年) 及び百田昌夫「周防富田道場勝栄寺の寺史と土塁のこと」(『山口県文化財』１８号、１９８８年)。

59 山村亜希「南北朝期長門国府の構造とその認識」(『人文地理』５２－３、２０００年)。

60 「長門国分寺文書」は『下』資料Ⅴ所収。

61 「武久家文書」は『下』資料Ⅲ所収。

62 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の流通支配の性格」(『戦国大名毛利氏の研究』、吉川弘文館、

１９９８年)。

63 豊浦藩旧記１１０（『下』資料Ｉ所収)。

64 安尾氏蔵『神輿行列順序』の末尾の記載に注目した（豊田武「戦国期地方の座」『豊田武著作集』１　座の研究、吉川弘文館、１９８２年)。

65 秋山氏が取り上げた「永富文書」及び豊田氏が注目した先掲記載から、二番紺屋座の司職の姓は、桑井ではなく、正しくは奈良井であると考えられる。

66 須田牧子「中世後期における赤間関の機能と大内氏」(『ヒストリア』１８９、２００４年）は、「赤間関」という言葉が、港湾を指したり、関門海峡そのものを指したりする場合があることを指摘している。

67 岸田裕之氏は、阿弥陀寺（現在の赤間神宮）が「赤間関阿弥陀寺」(『閥』４「防長寺社証文」赤間関阿弥陀寺)、亀山八幡宮が「赤間関西門鎮守」(「同」亀山八幡宮)、専念寺が「赤間関専念寺」(「同」山口善福寺）と呼ばれていることから、中世赤間関の範囲を、現在の赤間神宮から亀山八幡宮を越え、南部町専念寺あたりが入ると考えた（岸田裕之「大名領国下における赤間関支配と問丸役佐甲氏」『大名領国の経済構造』、岩波書店、２００１年)。

68 「堀立家証文写」は『下』資料Ｖ所収。

69 岸田氏は、注６７論文において、直正はもともと商人でかつ毛利氏の水軍力を担う者（警固衆）であると述べている。

70 『名作歌舞伎全集』６・丸本時代物集（東京創元新社、１９６８年）戸板康二解説。

71 国文学研究資料館架蔵　紙焼写真本Ｅ8864（蓬左文庫）を閲覧した。

72 服部幸雄ほか編『歌舞伎事典』(平凡社、１９８３年）生写朝顔話の項目。

73 国文学研究資料館架蔵　紙焼写真本Ｅ8354（蓬左文庫）を閲覧した。

74 国文学研究資料館架蔵　紙焼写真本Ｅ4437（中村幸彦）を閲覧した。

75 国文学研究資料館架蔵　紙焼写真本Ｅ2021～24（岩国徴古館）を閲覧した。

76 国文学研究資料館架蔵　マイクロフィルム 219-121-4（麗沢大田中）を閲覧した。